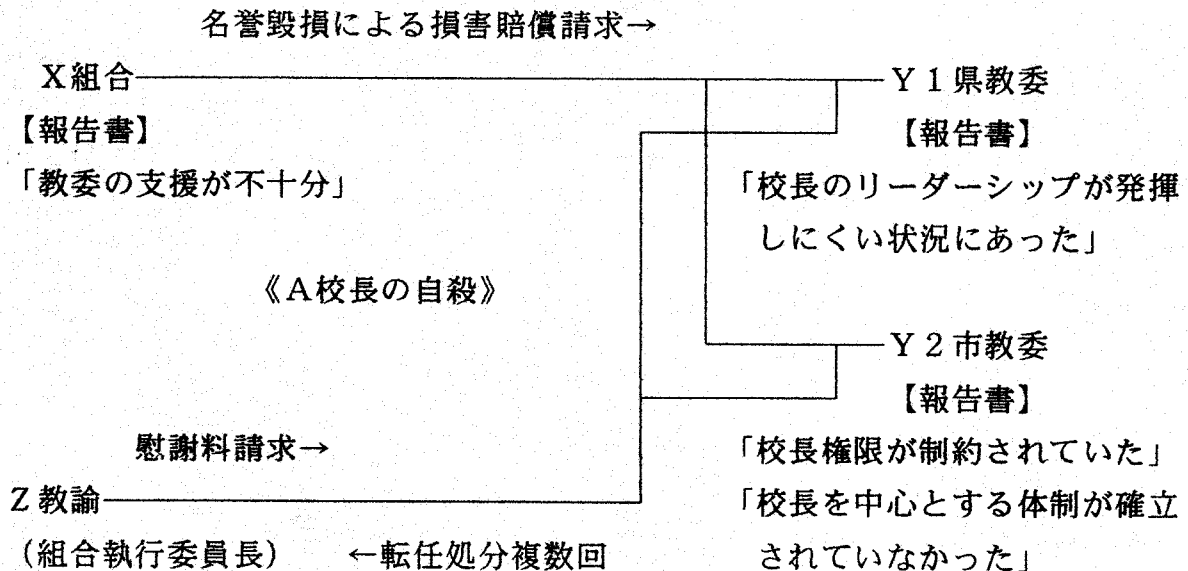


校長の自殺に関する報告書による組合に対する名誉毀損の成否

- ・ 最判平成22年4月27日平成21年(受)252号・253号
- ・ 広島高判平成20年10月16日平成19年(ネ)222号
- ・ 広島地判平成19年4月27日平成15年(ワ)2047号

【事実】



【判旨】

- 第一審：X、Zの請求とも棄却
控訴審：X、Zの請求とも一部認容
上告審：Xの請求棄却、Zの請求一部認容

【問題点】

- ・ 名誉毀損の被害者は誰か？組合？個々の教員？
- ・ 県教委・市教委の「責任」と組合の「責任」とは同一か？
 - ※教委には「校長を支援する義務」があることは明らか
 - ※組合には「校長のリーダーシップを発揮させる義務」があるか？
- ・ 「民間」導入の問題点……「民間」の特徴は何か？提唱者の真意は？

主文

1 原判決主文第 1 項を次のとおり変更する。

第 1 審判決中、上告人らと被上告人らに関する部分を次のとおり変更する。

(1) 上告人らは、被上告人Xに対し、連帯して 66 万円及びこれに対する平成 15 年 12 月 23 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(2) 被上告人Xの上告人らに対するその余の請求及び被上告人広島県教職員組合の上告人らに対する請求をいずれも棄却する。

2 上告人らと被上告人Xとの間の訴訟の総費用は、これを 10 分し、その 1 を上告人らの、その余を被上告人Xの負担とし、上告人らと被上告人広島県教職員組合との間の訴訟の総費用は、すべて被上告人広島県教職員組合の負担とする。

理由

上告人尾道市の代理人島本誠三ほか及び上告人広島県の代理人水中誠三ほかの各上告受理申立て理由(ただし、いずれも排除されたものを除く。)について

1 本件は、広島県内の公立小中学校の教職員により結成されている職員団体及びその構成員である被上告人らが、尾道市立小学校に民間から赴任した校長が在任 1 年足らずで自死した事件に関し、広島県教育委員会(以下「県教委」という。)及び尾道市教育委員会(以下「市教委」という。)がそれぞれ作成した調査報告書の公表によって名誉を毀損されたなどとして、上告人らに対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償等を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 当事者等

被上告人広島県教職員組合は、尾道市立a小学校(以下「a小」という。)において三原地区支部尾道支区a小分会を組織しており、被上告人Xは、平成 14 年ころ、a小の教職員であって同支区執行委員長の地位にあった。

Aは、同年 3 月末まで、株式会社b銀行東京支店副支店長の職にあったが、県教委による選考を経て、同年 4 月 1 日、尾道市初の民間人校長の 1 人として市立小学校長に採用され、a小の校長を命じられた。

なお、民間人校長任用の趣旨は、優れた資質や力量を持つ民間人を校長として任用し、企業

で培われた幅広い社会体験や組織運営の発想を取り入れ、学校全体の活力を高めることにあった。被上告人広島県教職員組合は、民間人校長登用は教育の特質上好ましくないとしてこの制度に反対していたが、民間人校長個人を排斥する運動方針は採っておらず、a小においても同様であった。

(2) A校長の自死に至る経緯

ア A校長は、着任当初から、教職員が各自意見を述べることに驚きを覚えるとともに、制度の導入、変更の際の教職員への説明を始めとして市教委からの各種指示の伝達や周知の方法等に至るまで、上意下達的な前職時代と異なる点が多々見られることに戸惑った。A校長は、B教頭の補佐を受けたり、市教委の回答を待って教職員の質問に応答する等精一杯の努力をしていたが、次第に教職員らとの対応に気分の重さを募らせていった。

イ A校長が、平成14年5月7日、運動会では今年度から国旗掲揚や国歌斉唱を導入する旨述べた際、複数の教職員から、相当時間にわたり疑問や反対の趣旨の発言があった。A校長は、教育現場にそうした対立があること自体に十分な認識がなかったため説明に窮し、困惑した。もともと、最終的には、同月26日に開催された運動会では国旗掲揚及び国歌斉唱が行われた。

ウ B教頭は、同年5月10日、脳出血で入院した。A校長は、このことで精神的に動揺し、同月13日、精神科で中程度の抑うつ状態と診断され、同日、1か月の療養を要する旨の診断書を持参して市教委に病気休暇を申請した。これに対し、市教委は、支援強化によって対応が可能と判断してA校長を励まし説得したところ、A校長も休暇取得を断念した。市教委は、指導係長らをa小に毎日派遣し、県教委からは同月14日付けで教職員の加配措置を受けた。後任のC教頭は、同月28日に着任し、以後連日、A校長の相談に応じた。

エ A校長は、同年夏前から体調を崩し、同年8月20日、精神科でうつ病と診断され休業を勧告されたが、勤務の合間に通院(計16回)することとなった。

オ A校長は、2学期に入ると精神的にやや安定したが、同年10月26日早朝、a小で飼育中のうさぎが多数殺される事件が発生すると、殺到する取材の対応に追われた上、これを機に始まった一斉集団下校の終了時期をめぐってPTAとの間で行き違いが生ずるなどしたため、その病状が悪化し、投薬量も増えていった。

カ A校長は、同年11月ころ提出した人事調書に、うつ病での通院等を理由に安芸郡府中町の自宅近くへの転任希望を記載し、平成15年1月ころ県教委が行った人事異動に関するヒアリングでは、自身の指導力向上を図る必要性は認めつつ、着任以来職員が校務運営に協力的でない旨述べ、特に非協力的な職員数名の異動を希望した。

キ C教頭は、同年2月14日、心筋梗塞で入院した。A校長は、落ち込んで校長室にこもるようになった。市教委は、同月17日から週に2、3回の割合で職員をa小に派遣したが、後任の教頭については、B教頭を同年3月から復帰させるか否かで方針が定まらなかった。また、このころ、県教委からA校長に対し、一定の成果を出す必要上、在任1年での自宅近くへの異動は不可能である旨の見通しが示された。

ク 卒業式のしおりは、市教委からの指示により、平成14年度からは式次第に国歌斉唱を盛

り込み、年の表記も元号を原則とすることになっていたが、A校長の説明に対し、教職員らから従前の表記を変更することへの反対が表明された。もともと、最終的には、市教委の指示どおりの表記でしおりが作成された。

ケ A校長は、平成15年2月26日、複数教員による授業(ティーム・ティーチング。以下「TT」という。)の授業実績報告書を市教委に提出した。ところが、同年3月6日、県教委からTTの実態に疑義が示され、市教委がa小に出向いて帳簿点検等を行った。TTについては他校で未実施のまま実施と報告する不正が発覚していたため、A校長は非常に神経質となって夜遅くまで対応に追われた。県教委は、この問題に関するa小における調査を、同月10日に予定していた。

コ A校長は、同年3月9日、自らの非力で迷惑をかけたことをわびる趣旨の遺書を残し、a小内で自死した(以下、この事件を「本件事件」という。)

サ なお、A校長は、赴任当初は前記自宅からa小まで新幹線で通勤していたが、連日帰宅が深夜に及んだため、平成14年5月下旬、妻と共に尾道市内の借家に転居した。A校長の超過勤務時間は毎月平均して70時間を超えており、特に本件事件前1か月間は120時間を超えていた。また、赴任後本件事件までの休日113日のうち、業務や地域行事への参加等に費やした日が約43日あった。

(3) 本件事件の原因

本件事件は、A校長が、職場での意見のとりまとめ方が前職時と全く異なること、教育現場で種々の対立があることに加え、各種膨大な事務の処理、PTA等との関係調整等の重圧により次第に心身が疲弊したところに、頼りにしていた教頭が相次いで病に倒れたことへの自責の念も加わり、県教委及び市教委の十分な応援が得られず、異動が可能となる見通しも示されない状態の下でTTをめぐる問題の処理が追い打ちとなり、衝動的に死を選んだものと推測される。

(4) 本件事件に関する調査結果及びその公表

県教委は、本件事件の原因解明と適正な再発防止策の検討のため内部に調査委員会を設置し、平成15年5月9日付けで「尾道市立a小学校問題の調査結果について」と題する報告書(以下「県報告書」という。)を作成した。市教委も、本件事件の原因究明のため内部に調査委員会を設置し、同日付けで「尾道市立a小学校問題調査結果について」と題する報告書(以下「市報告書」といい、県報告書と併せて「両報告書」と総称する。)を作成した。両報告書は、同日、公表された。

両報告書の概要は、次のとおりである。

ア 両報告書は、いずれも本件事件に至る経緯をおおむね前記(2)のとおり記述した後(以下、この記述部分を「経過記述部分」という。)、本件事件の原因を断定することは困難であるとしつつ、その背景と要因についての作成者の見解を記述するものである(以下、この記述部分を「背景要因記述部分」という。)

イ 県報告書の背景要因記述部分は、① A校長は、元々学校経営に意欲的であったが、採用当初から学校教育に関する専門知識の不足や教職員との関係等についての不安を抱えていた上、希望に反し遠方のa小に配置され、その学校運営上の課題を十分伝えられることもなか

った、② a小が後記③のような課題を抱えていて職員団体も民間人校長の任用に反対していた状況にあったにもかかわらず、県教委及び市教委の支援が不十分であった、③ a小においては、職員の了解を得ないと学校運営が難しいなど事実上校長権限が制約されていたほか、校務運営組織が未整備であったため、学校としての意思決定に当たり一部教職員から様々な対立的意見が出され、例えば国旗国歌の指導や元号表記の問題について、質問を繰り返したり異議を申し立てる等の行為がみられるなど、教職員が校務運営に協力する姿勢に乏しく、A校長が相当苦悩していたことがうかがわれる、としている。

ウ 市報告書の背景要因記述部分は、① a小においては、校長権限が制約を受けていて、教職員の協力姿勢も十分とはいえず、国旗や国歌、元号表記等について、対立意見を質問の形で繰り返すなどしてA校長を困惑させていた、② 平成15年2月には臨時職員の配置や後任教頭の発令といった措置を執ることができず、教頭不在時における市教委の支援体制が不十分であった、③ PTAの中には学校や教職員に対して強い不信の念を有する人もおり、A校長はPTAとの関係で苦慮することもあった、としている。

(5) その他関連する事情

県教委及び市教委は、両報告書の公表日に、これと併せて、本件事件に関し、A校長に対する支援が不十分であったこと等を理由に、広島県教育長及び尾道市教育長を戒告とし、県教委幹部職員4名、市教委幹部職員2名を文書訓告とした旨公表した。

なお、被上告人広島県教職員組合は、独自の調査に基づき、平成15年7月20日、両報告書を批判的に検討する「尾道市立a小学校校長『自死』調査委員会最終報告」と題する小冊子を発行し、その中で、本件事件の原因は、A校長からの病気休暇願及び転勤希望の拒絶、超過勤務の常態化、PTAとの関係、市教委による支援不足等にあると指摘した。

3 原審は、上記事実関係等の下において、次のとおり判断して、両報告書の公表行為が被上告人らに対する違法行為を構成するとして、被上告人らの上告人らに対する損害賠償請求のうち、名誉毀損を理由とする請求に関する部分を被上告人広島県教職員組合につき110万円、被上告人Xにつき44万円の限度でいずれも一部認容すべきものとした。

両報告書とも、A校長と教職員らとの対立に関する場面を臨場感を持って描写しているが、教職員らは基本的にはA校長の提案に協力していたのであるから、その経過の一場面をとらえて自己の立場から特定の評価を下した書き方をするのは、公正かつ客観的であるべき両報告書の性質に照らして相当ではない。そして、両報告書の経過記述部分及び背景要因記述部分からは、本件事件の主要な要因は、a小の教職員が終始A校長に非協力的で反抗的な言動を繰り返して円滑な学校運営を阻害し、A校長を困惑させて精神的に疲弊させたことにあるとの趣旨を読み取ることができ、これらの記述部分は、被上告人らの名誉を毀損するものというべきであるが、本件事件の原因は前記2(3)のとおりであるから、両報告書はその重要な部分において真実とは認められない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

前記事実関係等によれば、両報告書は、尾道市初の民間人校長の1人が在任1年足らずで自

死するに至ったという、県民及び市民の関心の高い本件事件に関するものであり、その原因を究明して再発防止を図り、その上で責任の所在を可能な限り明確にするために作成されたものというべきである。

両報告書の経過記述部分は、A校長が、a小の校長に採用されてから本件事件に至るまでの間、専門用語や職場の雰囲気になれない中で市教委等から来る指示を教職員に説明し、時に思わぬ反対を受けて困惑させられたほか、相当程度の超過勤務に加えて赴任当初は長時間通勤を強いられ、PTA との関係やうさぎの殺害事件に関するマスコミ対応等にも苦悩する中でうつ病を増悪させ、教頭が相次いで入院しながら必ずしも十分な支援が市教委等から得られず、そこにTT をめぐる問題等の処理が重なったとするものである。これらの事実は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すれば、その摘示をもって被上告人らの社会的評価を低下させると解することが困難であるものが大半であると認められる上、いずれもそれ自体は真実である。また、経過記述部分には、県教委及び市教委が相対的に自らの責任を軽く、教職員らの責任を重く見せようとするかのような部分が一部に認められないわけではないものの、これに接した一般の読者は、本件事件の要因が複雑かつ多岐にわたり、その主な責任を直ちに特定の者又は団体に帰することはできないとみるのが通常であると考えられ、その主要な要因がa小の教職員の非協力的な言動にあるという趣旨を読み取るとは認め難い。

両報告書の背景要因記述部分は、上記のような経過記述部分を前提に、調査の結果として、本件事件の原因を断定することは困難であるとの留保を付しつつ、その要因は県教委及び市教委の支援不足、PTA との関係等のほか、教職員らの対応にもあったとするものであり、殊更に本件事件が主として被上告人らの言動に帰されることを示す趣旨のものとはいえず(現に、県教委及び市教委は、両報告書の報告内容に基づき、A校長に対する支援が不十分であったことを理由に幹部職員等に対する懲戒処分等を行っているというのである。)、経過記述部分にみられる事実の評価として相当性を欠くものということとはできない。

そして、県教委及び市教委が両報告書を公表したのは、本件事件の原因等に関する調査結果を広く県民及び市民に伝達し、教育行政の問題点や実情に関する説明をするとともに、その内容についての批判や検証を県民及び市民にゆだねるためであったということができ、現に、被上告人広島県教職員組合は、両報告書の公表後に、その内容を批判的に検証する冊子を発行しているところである。

以上によれば、両報告書の記載中において、本件事件の原因の一つに教職員ら、ひいては被上告人らの言動があることがやや強調され過ぎている部分があることを考慮しても、県教委及び市教委によるその公表行為に国家賠償法1条1項にいう違法があったということとはできない。

5 これと異なる見解の下に、被上告人らの上告人らに対する損害賠償請求のうち、名誉毀損を理由とする請求に関する部分を認容した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決のうち上記判断に係る部分は破棄を免れない。

なお、原判決中、被上告人Xに対する転任処分の違法を理由として、上告人らに連帯して66万

円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じた部分に関する上告人らの各上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除された。

そうすると、被上告人らの請求は、上記の限度において理由があるから認容し、その余の請求は理由がないから棄却すべきことになる。これと異なる原判決を、主文のとおり変更する。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 那須弘平 裁判官 藤田宙靖 堀籠幸男 田原睦夫 近藤崇晴)

主文

1 原判決中、控訴人らと被控訴人f1県及び同g市に関する部分を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人f1県及び同g市は、控訴人ら各自に対し連帯して金110万円及びこれに対する平成15年12月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 控訴人らの被控訴人f1県及び同g市に対するその余の請求をいずれも棄却する。

2 控訴人らの、被控訴人f1県教育委員会及び同g市教育委員会に対する各控訴をいずれも棄却する。

3 控訴人らと被控訴人f1県及び同g市との間の訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを3分し、その1を被控訴人f1県及び同g市の、その余を控訴人らの各負担とし、控訴人らの被控訴人f1県教育委員会及び同g市教育委員会に対する各控訴費用は、控訴人らの負担とする。

4 この判決は、主文第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人らは、控訴人ら各自に対し連帯して金350万円及びこれに対する平成15年12月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被控訴人f1県教育委員会(以下「県教委」という。)は、控訴人f1県教職員組合に対し、別紙第1の4記載の謝罪広告を、控訴人hに対し、同3記載の謝罪広告を、いずれも株式会社j新聞に、同第2記載の条件にて1回掲載せよ。

4 被控訴人g市教育委員会(以下「市教委」という。)は、控訴人f1県教職員組合に対し、別紙第1の1記載の謝罪広告を、控訴人hに対し、同2記載の謝罪広告を、いずれも株式会社j新聞に、同第2記載の条件にて1回掲載せよ。

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人らが、g市立k小学校のm校長(以下、単に「校長」ということもある。)が自死した件につき、被控訴人県教委及び同市教委が作成した各調査報告書の公表により控訴人らの名誉を毀損されたとして、被控訴人f1県及び同g市に対しては国家賠償法1, 3, 4条, その余の被控訴人らに対しては共同不法行為に基づいて、損害賠償(うち50万円は弁護士費用。遅延損害金付き。), 被控訴人県教委及び同市教委に対しては併せて謝罪広告を、また、控訴人hが、自己に対してなされた2度の転任処分はいずれも裁量権を逸脱しており、組合活動を阻止するた

めの不当労働行為であって違法であるとして、被控訴人らに対し、上記と同じ法的構成に基づき、損害賠償(同上)を、それぞれ求めた事案である。

原審は、被控訴人県教委、同市教委はいずれも権利能力を有せず、給付訴訟における当事者能力がないとして、同被控訴人らに対する各訴えを却下し、控訴人らの、その余の被控訴人らに対する名誉毀損を理由とする損害賠償請求については、違法性阻却事由がある(上記各報告書内容の名誉毀損性に関する説示は明示的でないが、それを肯定した上での判断と解される。)とし、控訴人hの転任処分にかかる損害賠償請求については、当該転任は裁量権を逸脱せず不当労働行為意思によるものでもないから、国家賠償法上違法とはいえないとして、いずれの請求も棄却した。

控訴人らは、これを不服として控訴し、各自の請求を認容すべきことを求めた。

(以下、略称については、特にことわりのない限り、原判決に従う。)

2 争いのない事実については、次のとおり付加、訂正するほか、原判決「事実及び理由」第2「事案の概要」1(3頁11行目から6頁7行目まで)のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁11行目の「争いのない事実」の次に「等(付記の証拠により容易に認められる事実を含む)を加える。

(2) 同4頁23行目の「自宅から」を「f1県s1郡s2町の自宅から新幹線を利用し、」に改め、24行目の「アパートに」の次に「妻と」を加える。

(3) 同6頁7行目の次に改行して以下を加える。

「地方公務員災害補償基金f1県支部は、m校長の妻の申立て(平成15年7月14日)を受け、平成17年11月9日、同校長の死を公務上の災害によるものと認定した(甲85、乙16)。」

3 本件の争点は、原判決「事実及び理由」第2「事案の概要」2(原判決6頁8行目から12行目まで)のとおりであり、争点にかかる各当事者の主張は、後記4に付加主張するほか、同3(6頁13行目から33頁15行目まで)のとおりである(ただし、8頁10行目及び9頁16行目の各「国家」をいずれも「国歌」に、8頁11行目の「教委区」を「教育」に各改める。)から、それぞれこれを引用する。

4 当審における各当事者の付加主張

(1) 争点(2)(名誉毀損の成否)について

(控訴人らの主張)

ア(ア) 県教委と市教委による名誉毀損行為

被控訴人らは、各報告書において、「元校長が学校運営に悩みを抱いた背景と要因について」どの項目の中で、「k小学校に運営上の課題があった」とした上で、k小には校務分掌等において校長権限が制約され、主任等が十分に機能しないと組織上の問題があり、学校としての意思決定に当たって、校長の提案に対して一部の教職員から様々な対立的な意見が出され校長が苦慮しなければならない状況があり、教職員には校務運営に協力する姿勢に乏しかった等指摘し、k小学校の職員団体又は一部の教職員の言動が元校長が自死するに至った要因の一つであるとして、控訴人らの名誉を毀損した。

(イ) 上記記載内容の名誉毀損性

両報告書中「学校運営に悩みを抱いた背景と要因について」の部分は、校長が自死するに至る悩みを抱いた原因を解明している部分であり、報告書の核心的部分というべきである。この部分において、校長が悩みを抱いた要因が教職員や職員団体の対応によるものであると指摘され、かつ、この点が報道されれば、市民らは、校長が自死した原因は教職員や控訴人組合の分会の対応の問題にあったと判断してしまい、控訴人らが社会的批判を浴びることは必定であり、現に控訴人らは、激しい社会的批判に曝されたのである。

市報告書は、「学校運営に悩みを抱いた背景と要因」について、k小において、教職員らや職員団体分会により、校長権限が制約されていたこと、校長を中心とする学校運営組織が確立されていなかったことを指摘した。つまり、職員団体の対応に一番の問題があったとした。

県報告書は、要因の項の最後に「k小の学校運営上の課題があったこと」を挙げ、教職員の対応が校務運営について協力する姿勢に乏しく、校長は校務運営に苦悩していたとして、自死の責任が教職員にあるとしている。

イ 上記各名誉毀損行為につき、違法性阻却事由があるとの被控訴人らの抗弁は争う。

(ア) 公務員による表現行為に対する違法性の判断においては、①公表目的の正当性、②公表内容の性質、③その真実性、④公表方法・態様・公表の必要性、⑤緊急性などをふまえて、⑥公表する利益と公表する不利益とを比較衡量して、⑦公表が正当な目的のため、相当な手段といえるかどうかを検討されるべきである。この基準によれば、⑧公表によってもたらされる利益があっても、生じる不利益について正当化できる相当な理由がなければ、違法であると判断せざるをえない、とされている。

(イ) 真実性について

上記各摘示内容は、その重要な部分において真実ではない。

a 控訴人らと元校長との関係が、校長自死事件の要因となったということはない。

両報告書において指摘されているような、教職員との対立、非協力によって校長権限が制約され、校長のリーダーシップが発揮しにくい状況はなかった。

被控訴人らの主張によっても、校長は夏以降は回復したというのであるから、運動会の際のやりとり等1学期の出来事は、3月の自死と関係がないことが明らかであり、自死に繋がる事項は2学期以降に生じたはずであるが、報告書には何ら該当事項の記載がない。実際にも、少なくとも2学期以降、校長と教職員らとの間には対立と評価すべき事実はなかった。

また、各教委が報告書中で調査結果として記載した経過事実の記述内容も正確ではなく、ことさらに、教職員らが校長に対し、反抗、非協力ないし冷淡な態度をとり、校長を困惑させたとの趣旨内容にねじ曲げられている。

具体的には、平成14年5月11日のPTAに対する校長の発言、同月13日の職員会議におけるやりとり、同月29日の運動会の反省会における教職員の発言、9月2日以降の校長の校門での挨拶にかかる記述、同月5日の教職員との勤務評定に関する話合いについての記述、平成15年3月4日の職員会議における元号表記にかかるやりとり、同月7日のn1教頭の来校をめぐる教職

員の発言、同日のp1校長(q1小)に対する来年度の目標に関する校長の発言内容等である。

報告書の内容が「学校運営に悩みを抱いた背景と要因について」の項及びその前提となる事実認定の記載部分ともに虚偽であることは明らかである。

b 元校長自死事件にかかる真実は以下のとおりである。

元校長の自死の直接の原因はうつ病である。i このうつ病に罹患した原因は、経験不足の校長を、本人の希望に反し、遠距離通勤の大規模校に赴任させたため、学校運営に悩みを抱かせたことにある。加えて、ii 平成14年5月13日の段階で、校長がうつ病を理由に休暇要請をしたにもかかわらず、市教委は、民間校長制度にかかる教委の責任問題を避けるため、休暇要請を拒否し、さらに病状を悪化させた。さらに、両教委は、iii その後も特段の配慮をせず、転勤希望も認めなかったため、これが直接の引き金になり、校長は絶望して自死に至ったのである。なお、校長の死は、前記のとおり、その後、公務災害認定を受けている。

上記よりすれば、民間人校長採用制度そのものに問題があったというべきである。上記 ii の時点では、校長が「中程度の抑鬱状態で一か月の休養を要する」との診断書を教育長以下市教委の幹部に示して休暇を要請したのであるから、両教委は病状を把握した上、適切に対処すべきであった。しかるに、両教委はそうしなかったばかりか、報告書においては、「校長が『情緒不安定』であると市教委職員に相談し、市教委職員から頑張っていたいただきたい旨伝えたと、校長は理解して引き続き校務運営に努力することになった」と述べている。

(ウ) 目的について

両報告書の目的は、本来、校長自死の原因を究明し、再発を防止することにあるというべきところ、直接の原因はうつ病であるから、その罹患の要因を探るべきことになる。

しかるに両報告書は、うつ病について触れていないばかりか、その発症や増悪の業務起因性につき上記i, ii の事実を糊塗し、校長がうつ状態であったことや休暇を求めていたことを隠し、記載すべきことを記載せず、原因を職員団体の対応にすり替えた。すなわち、両教委は、自己の拙速主義が本件事件を生じたにもかかわらず、その原因の検証と検討を放置し、民間人校長の採用、研修、赴任先選定の問題を説明義務違反にとどめて、問題を職員団体の反対に対する支援策の不十分さに矮小化させ、職員団体が民間人校長登用に反対していたことをうつ病罹患の主原因とした。これは、自らへの問責を避けるため、原因を現場の教職員と控訴人組合の対応にすり替えて、責任を転嫁したにほかならない。本件事件から得た解決方向として是正指導の徹底を主張するにいたってはなおさらである。

両報告書の真の目的は、上記のとおり、校長自死の責任をすり替えて転嫁することであり、そのためにも、両教委は、本件事件につき第三者の調査に委ねることなく、自ら調査を行ったものである。

さらに、両教委は、本件事件にかかる自らの責任を隠すため、k小の教職員と控訴人組合の対応に原因があったがごとき内容の報告書を作成し、マスコミに報道させたものである。

(エ) 記載の方法、バランスについて

本件調査目的は、校長自死の理由の究明と再発防止にあるのであり、その原因はうつ病にある

から、記述のバランスの当否とは、うつ病に罹患していたこととそれに対する対応がなされていたかが的確に記述されているか否かであり、単なる記載量の多寡ではない。

両報告書は、例えば、赴任についての校長の希望が自宅通勤が可能な小規模校であったことなど希望内容の一部を記載しているが、自己弁護にとどまり要因としては分析していない。のみならず、両報告書には校長の妻の申立書の趣旨内容が反映しているというが、妻は、i 報告書が市教委の校長に対する対応に触れていない、ii 診断書を提出した際の市教委の対応について触れてほしい、これに触れないなら、県の対応についても削除してほしい、として、診断書を提出した時の市教委の対応を強く批判しているが、両報告書とも妻の認識のうち教委への批判部分には触れていない。

一例を挙げてみるだけでも、両報告書には必要不可欠な部分が記載されておらず、バランスが欠けていることが明らかである。

ウ 原判決について

原判決は、上記イ(イ)bii(校長のうつ病を明示しての休暇要請に対する市教委の対応)につき一見疑問を呈しつつ、結局は被控訴人らの主張を採用し、同i(うつ病の罹患原因)については、上記のとおりを採用、配置の結果、校長は心理的に追い詰められてうつ状態に陥ったものと容易に推測でき、罹患の業務起因性が容易に認められるにもかかわらず、理由なく私傷病としたうえ、時間的制約を理由に、両教委の責任を不問に付し、報告書の内容は重要な部分において真実であると誤認し、両報告書の真の目的を見抜けず、記載内容やバランスについても「背景と要因を概ね網羅している。」としてバランスを失っていないとするなど、事実認定及び判断を誤った。

(被控訴人らの主張)

ア 両報告書の公表が、控訴人らの名誉を毀損するものであることは否認する。

(ア) 名誉毀損の対象となる名誉とは、人がその品性、徳行、名声、信用などの人格的価値について社会から受ける客観的評価、すなわち、社会的名誉である(最判昭和45年12月18日第二小法廷判決)。そのような社会的評価を低下させる内容の表現行為が行われ、当該表現行為の対象とされた者がその表現内容に従って評価を受ける危険性が生じることが名誉毀損である。

名誉毀損の対象となる名誉が侵害されたか否かは、指摘された事実について一般読者の普通の注意と読み方を前提にして解釈した意味内容に従い、その意味内容がその摘示された事実の対象となった者の社会的評価を低下させるものであるか否かによって判断される。

(イ) 調査により判明したk小の状況からは、校長が死を選ぶに至った原因を断定することは困難であった。しかし、校長が、校長の思い描き、周囲が期待した学校運営ができなかったことは間違いないことから、なぜ、そのような状況が生じたかをそれまでの調査結果を基にまとめることとし、実際に分析しまとめたのが「校長が学校運営に悩みを抱いた背景と要因について」の項目である。同項目が「校長が自死に至った要因」ではないことは、その名称からも明らかである。

両報告書とも、控訴人らが主張するように、k小の職員団体ないし一部の教職員の言動が元校

長の自死に至った要因として指摘するものではないから、控訴人らの名誉を毀損するものではない。

控訴人らの指摘する「控訴人ら摘示事実」を、一般読者の普通の注意と読み方を前提にして解釈した場合、一般読者は、それを、「校長の自死の要因」としての指摘ではなく、「校長が学校運営に悩みを抱いた背景と要因」の一つとして理解し、しかも、被控訴人らや校長自身を含めた様々な関係者に背景と要因があることを指摘したものと理解するはずである。そうである以上、控訴人らの指摘する「控訴人ら摘示事実」が「職員団体の学校分会」や「一部の教職員」の社会的評価を低下させるものとはいえない。

(ウ) 控訴人らの摘示する「控訴人摘示事実」には、「f1県教職員組合」の名称も「h」の名前もない。摘示された事実に記載されているのは「職員団体の学校分会」、「一部の教職員」である。

校長が学校運営に悩みを抱いていた背景と要因の一つとしてk小の学校運営上の課題があり、その課題として指摘された事実の中に「職員団体の学校分会」、「一部の教職員」の語があったとしても、一般の読者の普通の読み方を前提とすれば、それが控訴人らを対象とし、その社会的評価を低下させようとするものであると考えることはできない。上記項目中には「県教委、市教委、文部省」の用語もあることからすればなおさらである。

イ 両報告書発表によりマスコミが両教委の支援不足と教職員間の問題を校長自死の大きな要因として取り上げたのは、マスコミ独自の判断によるものである。

ウ 抗弁

仮に報告書の公表が名誉毀損に該当するとしても、摘示事実の重要な部分が真実であり、記載内容もバランスを失っておらず、公表目的は正当であるなど、違法性を阻却すべき事由があり、この点は原判決が正当に判断しているとおりである。

(2) 争点(3)(本件転任処分A, Bによる不法行為の成否)について

(控訴人hの主張)

ア 両報告書とも、校長の自死の原因(上記(1)イ(イ)biから iii)の事実を隠した上、その責任の大半を現場の教職員に転嫁したが、本件転任処分Aは、両教委が共同して、その責任転嫁のため行なったものである。

このことは、自死事件の直後から、責任、原因が「教職員や組合との対立」にあるとする方向に世論を誘導すべく、「校長が、教職員との関係の中で職員会議で提案したことは教職員から突き返される。」(3月14日の県教委会議における教職員課長の発言)、「運動会のプログラムに国旗掲揚等をいれることにつき教職員と対立していた、校長が知らない間に、プログラムから国旗掲揚などの式次第が削られていた」(4月11日の報道機関に対する教育長の間接報告)等の情報操作が行われ、その結果、市民らに校長の自死の原因は「教職員や組合との対立」にあるとの誤った観念をもつに至らしめたことから明らかである。

組合幹部に対して、不利益処分を行った場合、違法な不当労働行為であると推認され、その正当性は処分者側で明らかにする必要がある。

本件においては、①報告書の内容において重要な部分が欠落していること、②校長自死の理由が教職員との対立である旨虚偽の内容を報告していること等からすると、本件転任処分Aの必要性や緊急性が立証されたものとはいえない。

この点、原判決においても、「控訴人hが控訴人組合のg支区執行委員長であったことから、同人が残留すれば」として、g支区執行委員長であったことが本件転任処分Aの対象になった理由であることが明確に判示されている。

イ 両報告書により、校長自死につきk小の教職員らの対応に問題があった旨指摘され、一部保護者らに悪印象を与えたため、控訴人hは、校長自死の真相究明のため本訴提起のやむなきに至った。本件転任処分Bは、県教委が、控訴人hの本訴提起への報復と組合活動抑制の両効果を狙って行ったものである。

ウ 以上より、両転任処分がともに不当労働行為意思をもって行われたものであることは明らかである。

(被控訴人らの主張)

控訴人hの主張は争う。同控訴人のq2小での勤務状況には問題があった。

第3 当裁判所の判断

1 被控訴人県教委、同市教委に対する請求について

当裁判所も、上記被控訴人らに対する訴えは不合法であり却下を免れないものと判断する。

その理由は、原判決「事実及び理由」第3「当裁判所の判断」2(59頁12行目から20行目まで)のとおりであるから、これを引用する。

2 被控訴人f1県、同g市に対する名誉毀損に基づく損害賠償請求について

(以下、単に「被控訴人ら」と表記するときは上記両被控訴人を指す。)

(1) 両報告書は、一般読者にどのような内容のものとして読みとられるか

ア 県報告書が県教委の、市報告書が市教委の、各権限と責任において作成公表された公文書であり、各報告書には、それぞれの作成者の認識と見解が述べられていることは争いが無い。

イ 両報告書(乙1, 2)の記載内容の要旨は、原判決「事実及び理由」第3「当裁判所の判断」1(1)(33頁23行目から38頁14行目まで。ただし、36頁8行目の「国家」を「国歌」に改め、38頁2行目の「ところ、」の次に「平成14年」、3行目の「訪れたが、」の次に「平成15年」を各加える。)のとおりであるから、これを引用する。

ウ(ア) 両報告書の構成は、前提としての事項を略述した後、校長の学校運営業務全般についての経過事実を時系列的に記述し、それを踏まえて「校長が学校運営に悩みを抱いた背景と要因」(以下「背景要因記述」という。)として、作成者の見解を述べるものとなっている。すなわち、この背景要因記述は、作成者が、生起した事実を分析し、それに対する一定の評価を下したものであり、報告書の根幹をなすものといえる。

そこで、この背景要因記述をみると、両報告書とも、「校長権限が制約されていること」、「校長を中心とする学校運営組織が確立されていないこと」等を挙げているが、その前提として、k小には

学校運営上の問題があり、そのため教職員との良好な関係が築けなかったこと、これらの具体的内容として、教職員が質問や対立意見を繰り返して校長を困惑させたり職員会議を混乱させていること、校長に非協力的な態度をとっていること等が挙げられ、結局、教職員との対立や教職員の非協力的な態度が、両教委の支援体制の不備もあって、「校長が学校運営に悩みを抱いていた」大きな要因であると読み取られる内容となっている。しかも、教職員にかかる記述は、市(背景要因記述の項の冒頭に掲げられ、他の要因よりも分量が多く具体的である)、県報告書とも、他の要因に係るものよりも校長の苦悩に直結し重みのあるものとして記述されており、その項に先立つ経過事実の記載内容とも相まって、教職員との対立や教職員の反抗的、非協力的な態度が、「校長が学校運営に悩みを抱いていた」主要な要因であることが文脈から容易に読みとることができる。両報告書には、他の要因として、両教委の支援が十分でなかったこと等も挙げられているのは上記のとおりであるが、これらは、より手厚い支援があり得たという程度の内容にとどまっており、教職員にかかる上記の記述内容と対比してみると、他の要因に関する記述が存在するからといって、教職員との対立や教職員の非協力的な態度により教職員と良好な関係を築けなかったことが主要な要因であるとの印象が拭い去られるものではない。

(イ) 両報告書の論旨が、教職員との対立や教職員の非協力的な態度により教職員と良好な関係を築けなかったことが「校長が学校運営に悩みを抱いた」主要な要因である、というにあることは、「校長が学校運営に悩みを抱いていた要因」の項に先立つ経過事実の記載内容からも頷ける。

すなわち、経過事実には、各教委による指導や支援状況、教職員らとの関わり、PTA等その他にかかる事実等が記載されているが、うち、被控訴人らや第三者にかかる事実については、客観的事実経過が概括的、平板的に述べられているのに対し、教職員らとの関わりを含む事実、特に校長と教職員との対立関係の顕れと見られる場面については、教職員の校長に対する対応が具体的会話や発言内容も交えて詳細に記述され、リアルでインパクトの強い描写になっている(一例として、運動会の国歌演奏、国旗掲揚にかかる部分において、「・・・なぜ日の丸を揚げないといけないのか、・・・国歌演奏のカセットのボタンを押さない、・・・校長、教頭で揚げて下さい。」等多くの教職員から厳しい口調で質問が出た。」と記載されている[市報告書8頁]などである。)

教職員の校長に対する反目や非協力の表象といえるこのようなエピソードは、両報告書とも、校長の着任から自死までの期間の記述中随所に見られ、具体的経過にかかる記述内容を一読すれば、教職員らは終始、ことあるごとに、校長に反目して非協力的であり、反抗的言動を繰り返していたこと、このような教職員の態度や非協力が校長の円滑な学校運営を阻害し、それとともに、校長を困惑させ精神的に疲弊させたこと、かかる事実が調査の結果判明したこと等の趣旨が読み取れ、この記述を踏まえて、教職員との対立や教職員の非協力的な態度が「校長が学校運営に悩みを抱いていた」主要な要因であるとの評価につながっていることが容易に理解できる。

(ウ) 両報告書が、教職員らとの対立や教職員らの非協力的な態度が「校長が学校運営に悩みを抱いていた」主要な要因であるとの見解に立ってまとめられていることは、被控訴人g市の関係では調査委員会設置の段階で既に、調査目的の第一に、「校長と教職員の対立の有無、その

内容、状況、校長の職務上の悩み等」が掲げられていること(丙3の1)、被控訴人f1県との関係では、平成15年3月13日に調査のため市教委を訪れた県調査委員会のメンバーが、「なぜ、m校長は学校運営に苦しんだのか」を調査目的の第1に挙げ、「職員に問題がないとすると、校長だけがだめだった、ということになる」などと発言している(乙10の9)ことから窺い知ることができ、県の中間報告(同年4月11日〔甲99の新聞報道〕)において同様の見解が示されていることも、これに沿うものである。

(2) 両報告書の上記内容は控訴人らの名誉を毀損するものであるか

ア 一般に、人の自死という結果に何らかの帰責事由がある旨公表されることは、それ自体、指し示された者の名誉(社会的評価)を毀損するといえることができる。このことは、他にも責任を問われるべき者がある旨、当該公表媒体において具体的に指摘されていたとしても変わるものではない。

被控訴人らは、控訴人らに対する名誉毀損の成立を否認する。その理由として主張するところは、大要、以下のとおりである。

① 両報告書とも控訴人らの名称や氏名を特定、明示していない。

② 両報告書は、「校長と教職員との対立関係」を「校長が学校運営に悩みを抱いていたこと」の要因の一要素として挙げているが、一般人の読み方をもってすれば、「校長が学校運営に悩みを抱いていたこと」の要因として挙げられることは、自死の原因と指摘されることと異なり、挙示された者の名誉を害することにはならない。上記の要因には、「教職員との対立関係」以外にも、被控訴人らや第三者に関わる事実も挙げられており、報告書の記載は、調査にかかる客観的事実経過を淡々と述べているからである。

イ 上記①について

たしかに、報告書の記述中には、控訴人らの名称、氏名が特定、明示されている部分は見当たらない。

しかし、被控訴人らも認めるとおり、f1県における公立小中学校教職員の職員団体は控訴人組合以外にないから、報告書中の「職員団体」が控訴人組合を指すことは自ずと明らかである。

また、両報告書中、校長との対立関係や非協力の内容として記載されている教職員の言動は、校長と当該教職員との個人的トラブルとしてではなく、教職員としての立場と見解に基づいての言動として記載されている。このことと、本件事件当時、管理職を除くk小の教職員28名中25人が控訴人組合の組合員であったことを併せると、両報告書において、各教職員の言動は、当該職員がその構成員となっている控訴人組合の意思の顕れでもありとみなされていることが明らかであるから、教職員の言動への評価は控訴人組合への評価へと繋がることになる。

控訴人hについてみると、同控訴人は、本件事件当時控訴人組合のg支区執行委員長であり、本件事件についてk小の教職員ないしk小における控訴人組合員の代表格として行動し取材の対象とされていたことが認められ(乙33、弁論の全趣旨)、このことからすれば、k小における控訴人組合や組合員の言動が問題視される場合は、控訴人hはその言動の中心人物であり少なくとも関与していたものとの推認を受けることを免れないといえるし、このことは被控訴人らにおいても当

然予想可能であったというべきである(この点、当時の県教委人事管理監は、「控訴人hがk小に残留となると、地域の住民等からの強い反発や不信の声は同控訴人に集中することは間違いない」旨述べているところであり〔乙18〕、控訴人hがk小職員団体の名実共に代表的存在であることが広く周囲に認識されていたことを物語っている。)

したがって、両報告書中の教職員の言動の摘示がその言動を行った者の名誉を毀損する場合、当該言動への評価は、即控訴人らへの評価に繋がるというべきであるから、両報告書中に控訴人らの名称ないし氏名が特定、明示されていないとの一事をもって控訴人らに対する名誉毀損が成立しないとの理由とすることはできないというべきである。この点に関する被控訴人らの主張は理由がない。

ウ 上記②について

(ア) 両報告書の内容につき、教職員との対立が校長が学校運営に悩みを抱いた背景と要因の主要な要素に挙げられているとみるべきことは前記説示のとおりである。

(イ) 両報告書とも、「校長の自死」と「校長が学校運営に悩みを抱いたこと」との関連を明確に結びつけて記述しているわけではない。しかし、そもそもこれら報告書は自死事件の事実関係解明を動機として作成されたものであり、自死の原因そのものの究明を使命としたものではないにせよ、可能な限り、自死の真相に迫ろうとしたものであることは、両報告書の記載内容からして明らかである。

以上からすれば、両報告書の背景要因記述の項は、教職員らとの対立や教職員らの非協力的な態度を自死の直接の原因と指摘しているわけではないが、これが自死に至るについて相当の影響を及ぼしたと、言い換えれば、自死への起動力、因果関係があることを記述しているとみるべきである。

(ウ) 両報告書を読んだ一般読者としては、学校運営への悩みが、少なくとも、校長の自死の契機の一つであり、したがって、その「要因」とされた項目は自死に対し何らかの因果関係をもつ事柄であるとの認識をもつとみるのが自然である(つまり、一般読者は、校長が教職員との対立に悩み、それが自死に繋がったか、少なくとも自死に何らかの影響を及ぼしたものと認識を持つにいたるものと認められる。)

両報告書の公表を報じた各紙が、「事前研修と支援不十分」、「不十分な対応あった」等の見出しとともに、「教員と対立背景」、「教職員のいじめ常態」、「教職員なぜ気づかぬ」、「教職員と対立苦慮」、「f2教組との溝深く」等の見出しを掲げ、記事の中でも教職員との対立を具体的に記述していること(甲1ないし10)も、両報告書が与える上記印象を裏付けるものといえる(被控訴人らは、これら記事内容は編集者の解釈により両報告書の記述を改編等しているかのようにも主張するが、採用できない。)

(エ) そして、両報告書が、教職員との対立が「校長が学校運営に悩みを抱いた」主要な要因であると指摘しているとみるべきことからすれば、一般読者に与える印象として、教職員との対立と校長の自死との因果関係を否定できないということとどまらず、端的にいえば、校長が教職員との対立に悩み、そのことが他のことにもまして校長を自死に導いたというにほかならないから、この

記載は、校長と対立関係にあるとされた教職員及びその団体の名誉を毀損するものといわざるを得ない。

(オ) 被控訴人らは、両報告書とも、事実経過が淡々と述べられ、控訴人らにかかることのみならず、被控訴人らや第三者にかかる事柄も「学校運営に悩みを抱いたこと」の要因として挙げられているから、報告書の記載は控訴人らの名誉を毀損するものではないとも主張する。

この事実経過は、背景要因記述の前提となる調査結果の内容として記載されているものであるが、事実経過の記述が客観的であるからといって、その分析評価の結果である背景要因記述の内容(前記説示の趣旨に解すべきものである)の名誉毀損性が左右されるものではないし、教職員ら以外の者にかかる事実が上記要因として指摘されていることについても同様である。

(カ) 以上によれば、被控訴人らの主張②も理由がない。

エ したがって、両報告書の背景要因記述の項は、控訴人らの名誉を毀損するものというべきである。なお、控訴人らは、報告書公表の場における被控訴人らの言動を不法行為の要素と主張するようであるが、上記認定の名誉毀損の評価以上に特別に考慮すべきほどの事実があるとは認められない。

3 両報告書の名誉毀損性については、上記説示のとおりであるところ、被控訴人らは、それについては違法性が阻却されると主張(抗弁)するので、以下、まず、その記載内容が重要な部分において真実といえるかを検討する。

(1) 本件におけるこの「重要な部分」とは、校長が学校運営に悩みを抱くに至った主要な要因は教職員との対立にあり、それが自死に相当の影響を及ぼしたことにありと読みとれる部分であり、それに至る経過のうち、上記対立を示す事実の主立ったものとして、4月の校長赴任直後の事実、5月の運動会の国旗掲揚国歌斉唱及び運動会のパンフレット作成をめぐる事実、卒業式の式次第やパンフレット作成をめぐる事実、n1教頭の来校をめぐる平成15年3月7日の出来事等が記述されているとみることができる。

(2) m校長の任用から本件両報告書作成に至る経緯については、以下のとおり付加、訂正するほか、原判決「事実及び理由」第3「当裁判所の判断」1(33頁17行目から54頁24行目まで。ただし、33頁23行目から38頁14行目までを除く。)のとおりであるから、これを引用する。

① 原判決33頁19行目の「86,」の次に「90, 94ないし100, 105, 120ないし135, 137, 140ないし152, 154,」を、20行目の「32,」の次に「34ないし37, 40, 41,」を、21行目の「8」の次に「ないし10」を、21, 22行目の「r1,」の次に「同r2, 同r3,」を、同行の「本人」の次に「(原審及び当審)」を各加える。

② 同38頁24行目の末尾に続けて「この県教委の方針に対し、控訴人組合は、民間人校長の登用は企業マネジメントを学校現場に導入するもので教育の特質上好ましくない、学校という専門家集団の校長は専門職のリーダーとして学校教育に熟知した教育職であるべきであるとし、制度の導入は県教委による管理運営体制変更の一環と位置づけて反対していたが、採用、配置される民間校長個人を排斥するなどの運動方針は採っておらず、k小分会や所属教職員においても同様であった。」を加える。

③ 同40頁3, 4行目を次のとおり改める。

「m校長は、赴任当初はs2町の自宅からk小に片道一時間半をかけて新幹線通勤していたが、連日帰宅が深夜に及び、週2回ほどg市内のホテルに宿泊することも続いたため、平成14年5月下旬ころ、通勤の負担を解消すべく、妻とともにs2町からg市内の借家に転居した。そのため、校長が自宅通勤希望の理由としていた高齢の母親とは別居となった。なお、校長は、4月中は休日も出勤しており、土日は自己の趣味に充てられるものと思っていたことが実現しなかった。」

④ 同40頁24行目から41頁20行目までを次のとおり改める。

「b m校長は、着任当初、上意下達的であった前職時代と異なり、教職員が各自意見を述べることに驚き、『銀行だったらスーツとおおることが、学校では話し合うので違う。』と述べていた。また、学校では、制度の導入、変更をはじめ、教委からの各種指示に基づき、校長が、制度実施の責任者として、各教員に対し、制度の改変の趣旨やその内容等を説明するなどして教委からの指示を伝達し、教職員の質問に応答して指示内容を周知させたうえで、教育現場での実現を図る体制になっていたが、校長は、学校運営につき用語等も分からない状況にあったため、説明に教頭の補佐を受けたり、教委の回答を待つて応答したりした。教職員らは、m校長に対し、従前の校長に対すると同様な接し方で質問や意見を述べていたが、民間人校長ということでことさらな反発や底意を示すようなことはなかった。もっとも、校長自身は、知識不足や前職時の意思決定過程との違いなどから、教職員らとの対応に気分の重さを募らせるようになっていた。

c 平成14年度のk小の校務分掌(教職員が担当する学年・学級など)は、前年度中に、教頭が教職員らの希望を聞き転入予定教員らにも問い合わせたうえ立案して前校長に提案し、前校長が同案のとおり決定し、これがそのまま前校長からm校長に引き継がれていた。

d 前年度末に確認したにもかかわらず、4月3日夕方、平成14年度の新6年生予定者121名のうち1名が転出することが判明した。このままだと6年生が4学級から3学級になり、クラス分けや時間割をやり直す必要が生じることから、m校長は、前校長とともに、転出児童の保護者に転出の翻意や延期を要請しつつ意思確認したが、翻意が得られなかった。このため上記学級減等の措置を要することになった上、臨時採用教員2名が辞めなければならなくなった。教職員らのうちには、「もっと粘ればいい」などと言う者もあったが、この学級減は制度上やむを得ないものであることは認識されており、校長にあからさまな責任非難の矛先が向けられたわけではなかった。しかし、校長は、教職員に対し、「自分の責任だ、第一の試練だ」等と自身を責める言葉を口にしていた。

この転出に伴うクラス替えや時間割編成替え等の事務は、急ぎ6年生担任の教諭が行い、新学期開始に間に合わせる事ができた。

e 4月から、市教委が導入した教育改革のため、g市内の小学校では、従来からの業務に加え、シラバスの作成や週案による授業時間数の管理等、これまでになかった業務の負担が増加していた。新しい制度については、上記のとおり、校長が教職員に説明し、質問に応えることになっていたが、k小においては、前年度中には新制度導入につきほとんど準備がされていなかった上、m校長が新しい計画の内容を理解していなかったことから、教職員の質問や意見に対して答えに窮したり、指示が小出しであったりした。そのため、教職員の間には不満がたまっていたが、教育

に未経験の校長ということで、直接問いつめるというようなことはなかった。

また、このころ、校長は、教委から届く通知文等をn1教頭から説明を受けて処理するのに精一杯という状況であった。同教頭も、年度当初の教育計画案を中心となって取りまとめていたことその他本来の教頭業務に加え、校長に対する校務一般の説明のため、連日数時間を費やし業務の負担が増大していた。4月中旬ころには、教職員もm校長も連日残業をする状態であり、一般教諭の退校時間は9時から10時頃、校長はその後、n1教頭はさらに遅く、連日12時過ぎとなった。

そのころ、校長は、『小学校とはすさまじい職場ですね、こんなに忙しいとは。』などと口にし、4月中には既に着任当初の元気がなくなっていた。」

⑤ 同42頁7行目から13行目までを次のとおり改める。

「b m校長は、n1教頭の病気入院に動揺し、5月13日朝、市教委を訪れ教頭病欠後の支援を要請した後、自身も体調不良を覚えていたことから、その足で市内の病院精神科を受診した。中程度の抑うつ状態(うつ病)と診断された校長は、1か月の療養を要する旨の診断書を受け取って市教委のある市役所に戻り、k小のt教務主任に電話で経過を告げた。校長から『私はだめですよ。うつ病で中程度と1ヶ月の休養と診断された。』との電話を受けた同主任は、急ぎp2前校長に電話して市役所に出向いてもらった。m校長は、p2に伴われて再度市教委を訪れ、上記診断書を提示して病気休暇を取ることを願い出た。市教委は、教育長以下幹部5人が応対し、たまたま居合わせた校長会会長も同席した。市教委幹部は、初の民間人校長が早くも挫折感を味わっていることに衝撃を受ける一方、校長が頼みの教頭に倒れられて弱気になっているものと考え、休暇ではなく、支援強化により事態を乗り切れるものと判断して励まし説得した。校長は、もともと、公的な立場にある者は自分の勝手にはできないと思っていたこともあって、これを受け入れ、病気休暇を取ることを断念した。その後k小に戻った校長は、同日の暮会で、教職員らに対し、涙ながらに、皆さんよろしく願いますと述べ、居合わせた者は、その様子にただならない雰囲気を感じた。」

⑥ 同頁末行の次に行を改め、以下を加える。

「この聞き取り調査により、県教委は、今後の方針として、一刻も早く経験のある市内の教頭を配置して校長の補佐にあたらせることが必要と考えた。」

⑦ 同43頁1行目から44頁4行目までを次のとおり改める。

「d 5月7日、運動会につき、m校長が、今年度から国旗掲揚・国歌斉唱を導入する旨述べた際、複数の教職員から、なぜ取扱いを変えるのか、外国の旗も掲げるのか、外国籍の児童に配慮が必要だ等、相当時間にわたって疑問や反対趣旨の発言がなされた。教職員らは、かねてから国旗・国歌問題について県教委等の方針に反対の意向を抱いており、これらの言動は、従来の意見を表出したものであって、ことさら民間人校長をつるし上げるような意図に出たものではなかったが、校長は、教育現場にそうした対立があること自体に十分な認識がなかったことから、説明に窮し、また、前職の経験に照らし、このような問題までが議論の対象とされることに驚きの念を抱き、困惑することともなった。同月13日(前記受診した日である)の職員会議でも、短時間、同様のや

りとりがあったが、最終的には、校長の提案どおり国旗掲揚・国歌斉唱を行うこととなった。

運動会のプログラムについては、平成14年度からは国旗掲揚など開会式次第を入れるように、4月22日に市教委から指導がなされ、5月23日、市小学校長会でも同旨の協議がなされた。前年は、式次第をプログラムに入れることは求められていなかったため、前年のプログラムには式次第はなかった。そのプログラム作成は教頭の役割であったが、病欠していたため、保体部の教諭が作るようになった。同教諭は、前年のプログラム(開会式の式次第が入っていないもの)をもとに、語句を修正してプログラム案を作り、5月16日、校長から同案の了承を得、翌17日(金)早朝に登校して印刷をした。校長は、一旦は開会式次第の入っていないプログラムの印刷を了承したものの、その後、やはり印刷を待つようにと伝えようとしたが、上記担当教諭に伝わらないまま、プログラムが印刷されたものであった。この印刷プログラムは、教頭病欠後応援に来ていた市教委の係長が、校長の相談を受けて、時日が迫っていることでもあり、刷り上がって発送準備も出来た以上刷り直すには及ばず、今年は仕方が来年度からは式次第を入れるようにと助言したため、そのまま発送された。このころ校長は、プログラムに開会式次第を入れる件がうまくいかない、前任の校長に相談している。

なお、市教委は、後日、k小に国旗掲揚を挿入したプログラムを作り替えたものを送付した。

また、運動会については、PTAから入退場門の位置の変更や児童にゼッケンを付けさせることなど多数の申入れがあり、さらに、PTA役員からは、聞き入れられないなら学校行事に協力しないとされた。この申入れは、運動会の進行上からも応諾できない内容であったので、校長らが鋭意説明した結果、申入れは撤回された。

同月29日の運動会反省会で、校長が、他の学校例を挙げるなどして、来年度は開会式の式次第(国旗掲揚等を含むもの)をプログラムに印刷するよう話したところ、一部の教職員から、どうして入れなければならないのか、他の学校は他の学校である、などと反対意見が述べられ、校長は、これに应对せざるを得なかった。」

⑧ 同45頁6行目から21行目までを次のとおり改める。

「a このころ、m校長は、k小の「学校運営に係る校長自己診断票(公立小・中学校用)」(乙10の14)を提出し、その中で、「職員会議の運営の実際等」の項目中、『①職員会議の決定が優先し、校長権限が制約される状況はない。』と『④校務分掌の決定に関し、校長権限が制約されることはない。』にはいずれも『1. はい』に丸印を付したものの、『②教職員が一方的に主張を繰り返す、職員会議が混乱したり延長を余儀なくされるようなことはない。』、『③運営委員会・企画委員会等を設置・活用し、円滑に運営している。』には『2. 一部課題がある』に丸印を付し、「主任等の命課の時期及び人選」の項目では、『①新年度の早い時期に主任等を命課した。』、『②主任等の命課に関して、職員団体学校分会の関与はない。』、『③適格な者を主任等に命課した。』、『⑤学校教育目標や学校運営方針を反映した校務運営組織となっている。』にはいずれも『1. はい』に丸印を付したものの、『④主任制が機能し、円滑かつ組織的な学校運営ができています。』には『2. 一部課題がある』に丸印を付し、「主任手当の提出」の項目では、『①主任制度や主任手当支給の趣旨について指導している。』には『1. はい』に丸印を付したものの、『②主任手当抛出の問題

性について、教職員が十分理解していると思われる。』には『2. 一部課題がある』に丸印を付し、「教職員の資質向上」の項目中、『②小・中学校教育研究会の活動に、積極的に参加させている。』にも『2. 一部課題がある』に丸印を付し、さらに、「主任制が機能し、円滑かつ組織的な学校運営ができています。」及び「主任手当抛出の問題性について、教職員が十分理解していると思われる。」の項目については、課題への今後の取組として手書きで「企画運営委員会、職員会議が十分に機能しておらず、今後、企画運営委員会細則、職員会議運営細則に基づいた校務運営に注力する。」、「主任の責務と責任に応じた対価としての手当である旨の主旨を徹底し、機会指導を強化する。」と記載した。」

⑨ 同45頁25行目から46頁1行目までを次のとおり改める。

「a 2学期になり、m校長は、毎朝校門で児童にあいさつをするようになった。これは、子供は好きではない、今までふれあったこともないと打ち明けたり、校長室から出て子供らと交わる様子も見えない校長に対し、n2教頭が勧めたことから始まったものであった。この挨拶に他の教職員は参加しなかったが、校長や教頭からその旨が持ちかけられたことはなかったし、校門での朝のあいさつを校長一人が行うのは他校でも大方同様であった。」

⑩ 同46頁23行目「殺到し」の次に「(控訴人hらは、マスコミ対応は市教委にまかせるよう勧めたが、校長は一人で対応した。)」を加える。

⑪ 同47頁2行目の末尾に続けて、「PTA総会で、役員の一人在りそれまでの了解事項と違うことを言ったので、校長は非常なショックを受けた。うさぎ事件後、学校は、それまでPTAが持っていた学校建物と体育館の合鍵をすべて回収した。」を加える。

⑫ 同47頁8行目の「被告」から9行目末尾までを「校長自身は、当初、教職員の通夜、葬儀への出席は服務と考えていたが、市教委の方針で、児童を引率する担任らは出張とし、それ以外は年休とすることになった。」に改める。

⑬ 同48頁5行目の末尾に続けて、「また、そのころ、4月の新入予定1年生のうち十数人がk小から市内の別小学校(教育方法等に一家言のある新校長の着任が予定されていた)に入学希望を変えた旨報じられたことにつき、学校にも競争原理が取り入れられることを気にして、『新校長と決まったとたん、いく子が増えた。私のせいでもあるんでしょうね。』などと自嘲気味に話していた。」を、7行目の「程度」の次に「(1週に2, 3日)」を、12行目末尾に続けて「m校長は、n2教頭が倒れて以降、校長室にこもりがちになり、部屋はいつもタバコの煙が充満するほどで、訪ねた教職員に対し『何も考えられないのです』などと漏らすこともあった。校長は、もともと室外で喫煙することが多く、部屋にこもってタバコの煙を充満させるようなことは赴任この方ないことであった。」を、各加える。

⑭ 同48頁13行目から49頁1行目までを次のとおり改める。

「c m校長は、2月26日、市教委の指導を受けて作成した平成14年度のTTの授業実績報告書を市教委に提出した。ところが、3月6日に県教委(u事務所)より、TTの実態に疑義が示されたことから、市教委はk小に出向いて帳簿等を点検するなどした。同報告書に対する県教委のk小における調査は、当初、3月11日に予定されていたが、7日の夕方、これを10日に変更する旨の

連絡が入り、そのことは校長にも伝えられた。このTTについては、平成14年の秋にv1市の中学校で不正が発覚していたこともあって、校長は、k小にも問題がないかどうかを非常に気にしており、書類作成等のために夜遅くまで作業、点検にあたり、『監査が入るんですよ』と苦渋の表情で話したり、別の件で相談に出向いた教員に、『TTの監査の件で頭がいっぱいで、考えられない』とこぼすこともあった。

9日(自死当日)は日曜日であったが、校長は、学校行事の準備で他の何人かの教職員らと登校しPTA役員らと共に作業に当たった。その作業前、校長は、教務主任の携帯に『月曜のTTのことについて準備しておいてほしい。』旨連絡していた。

d 卒業式のしおりは、市教委からの指示により、平成14年度から、式次第の記載中に国歌斉唱を盛り込み、元号表記を基本とすることになっていた。このしおりは管理職が作ることでされていたが、教頭が入院中であったため作成がずれ込んだ。係からそれを指摘された校長は、その作成指示等に手間取ることとなったが、結局、控訴人hらが作成にあたることになった。国歌、元号問題については、もともと相互に根深い対立があり、教委側が、文部省(文部科学省)の是正指導のもと教育現場に種々の見直しを強力に迫っていた経過もあり、校長の上記仕様の説明に対し、教職員らから、従前の記載、表記を変える理由についての質問や反対意見が出され、校長が応対する場面もあったが、最終的には校長案のとおり表記でしおりが作成された。」

⑮ 同49頁9行目から14行目までを次のとおり改める。

「研修会の後、m校長は教職員に対し、病休中のn1教頭は3月11日の朝7時30分に、k小に会いさつに来る旨を告げた。この来校は、2月下旬頃、校長が復帰予定のn1教頭に要請したものであったが、教職員らは、病み上がりの身であるのに教職員が揃う前の早朝に来校することを初めて聞いて、驚くとともにいぶかり、こもごも、『何でそんなに早く来るのですか。』、『そんな時間に私たちは学校に来ていません。』、『来させないでください。』とか、『挨拶のためだけなら無理しないで下さい。』などと意見を述べた。これらは、思いがけない急な情報に接しての反応であり、教頭の体調への気遣いを含んだものでもあったが、その発言ぶりや口調から、居合わせた部外者のp1校長(当日の講演会講師)には、教職員らがm校長の話をも素直に受け入れずn1教頭の来校に反対しているように感じ取られるものであった。

教職員らの上記意見もあったことから、校長は、同月9日(自死当日)朝、n1教頭に電話で、『職員も朝早くこられなくていい。身体を大事にしてもらって暖かくなったところがいい。』と言っているが、7時30分に着くようにきてもらっていいかと告げた。n1教頭は、『職員が来る前に話をさせてもらおう。』と返答して11日7時半に学校を訪ねる約束をし、引き続き卒業式の段取り等について話し合った。

このn1教頭の来校は、3月中の復帰を前提としたものであったが、校長の状況に照らすと病後のn1教頭の健康状態が耐えうるかに懸念があり、n2教頭との関係もあって、n1教頭の復帰については方針が定まらず、校長の自死までに復帰が固まることはなかった。」

⑯ 同54頁7行目の次に改行して以下を加え、8行目、16行目、22行目それぞれ冒頭の「ア」、「イ」、「ウ」を、順次「イ」、「ウ」、「エ」に改める。

「ア 平成15年4月11日、県教委は、県報告書の公表に先立ち、調査につき中間発表を行ない、県教育長は、学校運営などで校長と教職員間に対立があったとした上、教職員との関係については引き続き調べるとし、支援のあり方についても調査を進める、とした。」

⑰ 同頁24行目の「認定した」を「認定したが、その理由中には、罹患していたうつ病に長時間にわたる時間外労働や教頭不在の人員が補充されていないことがこれを増悪させ自殺にいたったとの認定がなされている。」に改める。

(3) 以上の認定を踏まえ、両報告書の重要な部分、すなわち、m校長が学校運営に悩みを抱くに至った主要な要因は教職員らとの対立にあり、それが自死に相当の影響を及ぼしたとされる点の真実性を、それに関連する経過事実を総合して検討する。

ア m校長の精神状況、治療経過等について

(ア) m校長が平成14年5月13日、精神科を受診し、中程度の抑うつ状態(うつ病)により1か月の療養を要する旨診断されたこと、8月から通院して薬(抗うつ薬、入眠導入剤〔乙30、35])を処方されていたこと、9、10月ころには情緒が安定した様子も見えたが、11、12月からは症状が悪化し、薬の量も増えていたことは前記引用にかかる原判決認定のとおりである。ちなみに、うつ病には多く希死念慮が伴うことが広く知られている。

(イ) k小に赴任する以前、m校長に「うつ」の病歴ないしその症状を窺わせるものがあつたとは認められないから、上記発症と初期の経過には、前記認定事実を照らし、以下の事情が特に身体的精神的負荷として作用したものと推認される。この発症を、校長がもともと有する私傷病の増悪とする見方(甲85)は当を得たものとはいえない。

a 赴任先として自宅から通勤可能な小規模校を希望していたことが適わず、転居を余儀なくされ、対応すべき事務量の負担も予想を超え、長時間の残業や休日出勤を余儀なくされたこと

b 学校教育についての知識、経験が格別なく、事前の研修も極めて不十分なまま現場の長として臨まされたため、教育用語からして理解できないものが多く、ことごとくといってよいほどに教頭らの援助を要し、もともと律儀で責任感の強い性格から、強いストレスとなっていたこと

c 学校現場は、前職時と比べ、運営体制や指揮命令系統が全く異なっており、種々の事柄につき教職員らと意見を交わし、時には知識不十分なまま質問に答えたり説明や説得をしなければならなかったこと

d 平成14年5月、教頭が倒れたことへの自責の念がさらに加わり、上記(ア)の診断書を提示して病気休暇を申し入れたが容れられなかった上、かえって説得激励されるなどし、新制度の民間人校長としての立場ないし周囲の注目・期待をあらためて認識させられたこと

(ウ) その後、m校長は、夏前から体調を崩し、体重減少、意欲低下、仕事からの逃避願望などが強くなり、8月20日、妻を伴ってg市内の精神科クリニックを受診した。医師の所見では、表情が冴えず、全体に覇気が感じられず、会話内容はまとまっているものの話しぶりはしんどそうであり、抑うつ気分、意欲低下、全身倦怠感、集中力低下、不安、不眠、焦燥感、食思不振が認められ、うつ病と診断された。校長は、薬物治療に同意したが、休業が望ましいと勧められたのに対しては、「どうせ受け付けてもらえないだろうから」と諦め気味に述べ、仕事を継続しながらの治療

となった。(甲151。以下、同クリニックにおける治療経過〔通院受診16回〕を、関連事実を付加して摘記する。)

9月21日には、校長は、抗うつ剤、睡眠導入剤の服用により気分的に多少楽になったと言って話が弾み、不安感も減少し表情も穏やかになってきたことや、多忙の時期ということで、それまで週1回の通院間隔が以後2週間に1回となった。

10月5日には、「多忙で休みがないが何とか頑張っていける。心配していた修学旅行(9月26日からの1泊2日の日程で校長も参加したもの)も無事終わった。」と話していた。

しかし、うさぎ事件(10月26日)の対応に迫られたことでクリニックを受診できず1週間薬が途切れ、11月2日の受診では、「もう、疲れた」と言っていた。同月末からは、地域やPTAの会合も入って忙しく、土曜日の通院時間もとれないということで、3週間に1回の通院となった。

11月16日には、来年度の人事異動に関し希望を伝えてきた(自己の通院事実を市教委に初めて伝えたのは、このときである。なお、県教委には、同月下旬、市教委からその事実が報告されている。)旨話し、主治医から「結果が思うようになるかどうかは別ものですよ」と言われたのに対し、「そうですね」と応じている。

12月21日には、「学校はもう辞める」と話し、さばさばとした様子であった(これとの関連が疑われるものとして、同月上旬、保護者から、「6年生の担任を代えてほしい」との申し入れがあり、校長が市教委に相談したり保護者会を開催したりした事実がある。)

年明け1月11日には、意欲がでない、全身倦怠感、うつ状態悪化、「仕事面では教頭に対しても遠慮もある」と、ストレスを感じていたため、抗うつ薬が追加投与された。

1月25日には、気分的には安定してきたが、仕事が次から次へとあつて溜まってゆき、「しんどい」と話していた。

2月8日には、「教育経験のない者が教師を査定しないといけない。自信がない。」と悩んでおり、民間出身の視点から査定すればよいのではないかと主治医から助言されている。

同月22日には、教頭の入院(入院日は同月14日)について「経験のない自分が校長となり、教頭に負担をかけてしまった。」と、ひどく責任を感じ、気にしていた。

3月8日(自死前日)には、気力・集中力がでない、熟眠感がない、ということで抗うつ剤が増量された。しかし、この折りの表情は穏やかであり、今回は、主治医に趣味の刀装具を見せてもらうことを楽しみにしていた。これが最後の受診となった。

(エ) 以上の事実からすると、m校長の精神、身体状況の経過につき、次のようにいうことができる。

すなわち、平成14年5月ころに発症した中程度の抑うつ状態(うつ病)が8月ころさらに悪化し、通院投薬治療により、9、10月ころには情緒が安定してきたような様子も見えたが、実際には、新制度導入や研修実施などによる業務増、種々の会合、さらには校内で起きた突発的事件の対策処理等の負担が重なってきていたのであり、薬も増量されていることからすると、病状は、変動しながらも、自死の時点まで、むしろ増悪していたものと推認される。

そして、平成15年になると、2月の教頭の入院という事態に、校長は、相次いで2人の教頭が倒

れるに至ったことについて、深く自責の念を抱くことになった。この事態に対する両教委の支援も教頭の不在を補うものとしては十分とはいえず、こうしたことに、4月の新入予定1年生の他校希望の件を自己の責任のように受け止めていたこと、転勤希望が叶うような話は聞こえてきていなかったことも相まって、校長の身体的精神的負荷は相当に増大していたものと推認される。

自死直前の状況についてみると、前記認定のとおり、校長は、k小におけるTTの実態が基準に外れたものでないかどうかを非常に気にかけており、市教委の指導を受けながら作成した報告書につき県教委の調査があることを極度に重く受け止めていたものと認められる。

以上からすれば、m校長の自死は業務上の疾病であるうつ病に起因すると認めるのが相当である。そして、3月8日(自死前日)のクリニック受診時における主治医とのやり取り、自死当日朝のn1教頭との電話内容、当日昼前の教職員に対する声掛け(丙1の1)などからすると、簡単な内容の遺書はあるものの、その自死は、思い詰めた覚悟の上というよりは衝動的に敢行されたものと推認される。

(オ) これらの経過等を総合していえることは、m校長は、赴任前に予期していたところとは大きく異なる教育現場の状況、すなわち、各種膨大な事務の処理、前職時とは全く異なる職場のまとめ方、教育現場における種々の対立点やPTA等との関係調整等の重圧により、次第に心身が疲弊したところに、頼りにしていた教頭が相次いで病に倒れたことへの自責の念も加わり、さらに、教委側からの十分な応援態勢が得られず、異動の見通しも伝えられない状態のもとでTT問題の処理が追い打ちとなり、衝動的に死を選んだということであり、これらが自死の主要な要因となったというべきである。

イ m校長と教職員らの対立について

(ア) もともと、m校長は、自己主張を控え、丁寧に他人の話聞く傾向があった(乙10の16)ところに、教職員らは、民間人校長に学校現場における問題の所在を理解してもらいたいという心づもりもあって、国歌、国旗問題をはじめ従来からの学校運営上の課題について、機会あるごとに質問や意見を繰り返していたのであって(甲70、控訴人h[原審]、弁論の全趣旨)、これが、校長にとってストレスとなっていたことは、前記自己診断票(乙10の14)、妻(乙31)や同僚(乙10の15、丙1の17・47、丙7)の各陳述からも明らかである。

(イ) しかしながら、教職員からの質問や意見により校長が戸惑い困惑する場面が少なからずあったにせよ、それらの反対により校長の方針が覆ったということは特になかったのであり、教職員らが、民間人校長ということで、殊更、ためにする議論を持ちかけたり、反発や見下した態度で接していたとは認め難いところである。m校長としても、教育現場における意思決定等の在り方が前職時と相当に異なることは認識しており、戸惑いや違和感を感じながらも徐々に自己なりに対応していったものと認められる。

このことは、校長が前記クリニックの主治医に対し、教職員とのコミュニケーションがうまくいかない旨述べていたことはあるものの、その質問や意見等により妨害、混乱させられストレスの原因となっていた旨訴えた形跡が認められない(甲151)ことから裏付けられるといえる。

(ウ) 両報告書においては、m校長が教職員と対立状況にあることを表す経過事実が随所

に記載され、特に、運動会の式次第やプログラム、卒業式の式次第やプログラム、平成15年3月7日のやりとりなどの経過事実については、校長と教職員とのやりとり及び教職員の言動が具体的に記述され、教職員らが殊更に反対意見や質問を繰り返したり校長の指示に従わず、校長を追及、反抗して困惑させ、教職員との関係が校長に精神的ストレスを与えていく様子が臨場感をもって描写され、対立状況の具体例となっている。

しかしながら、こうした議論や意見対立は、多かれ少なかれ他の教育現場でも存在したものと推認され(甲40, 80, 弁論の全趣旨)、k小のみが特別な状況であったとは考えにくいところである。また、教職員らは、日頃から当局側と意見の異なる問題につき、従前の対応と同様に、自己らの見解や立場を明らかにしたものとみられるのであり、その当否の評価は別として、意見表明自体は封じられるべきではないし、結局、基本的には教職員らは校長の提案に協力しているのであって、その経過の一場面を捉えて自己の立場からの特定の評価を下した書き方をするのは、公正、客観的であるべき両報告書の性質に照らし、相当とは思われない。

(エ) 以上からすると、m校長は、学校運営を巡る教職員らとの折衝や話合いにストレスを感じていたとはいえるが、それは折々の行事等の場面で個々に生じ、後に尾を引くという性質のものでは本来ないから、これが日々の重圧として校長の心に蓄積していったとは容易に考え難いというべきである。

ウ m校長の自死の要因について

m校長の自死の主要な要因は、上記ア(オ)に説示した点にあるのであって、両報告書が教職員らとの対立等として指摘する点は、これと比べれば遙かに負荷の度合いが低いというべきであるから、両報告書の摘示事実は、自死の主要な要因が控訴人らとの対立にあるという、その重要な部分において真実とは認められないということになる(両報告書の調査とも、校長の通院、治療状況に関する点が極めて不十分であり、教職員らとの対立とみなす事項を詳細すぎるほどに探索したきらいは否めない)。

したがって、被控訴人らの名誉毀損行為につき、摘示事实在真実であることの証明があったとはいえないから、抗弁としての違法性阻却事由を認めることはできない。

エ 以上認定事実に照らし、この名誉毀損行為は一体としてのもつとみるのが相当であるから、被控訴人f1県及び同g市は、共同不法行為者として、国家賠償法1条の責任を負うことになる。

(4) 損害額について

両報告書の公表及びその内容が各紙で報道されたことによって、控訴人らは、自己らの行為がm校長自死の主要な要因となったとして公表されたことになり、職員団体あるいはその構成員で記述対象部署の代表地位にあった者として、自己の名誉(社会的評価)を相当程度に侵害されたものと認められる。

その損害額としては、本件に顕れた一切の事情に、両報告書及びこれを報じた各紙とも控訴人組合の行動とする印象が強い内容となっていることなどを考慮し、控訴人組合につき100万円、控訴人hにつき40万円を認めるのが相当である。また、弁護士費用としての損害は、控訴人組合

につき10万円、控訴人hにつき4万円とするのを相当と認める

4 争点(3)(転任処分A, B)について

(1) これに関する事実関係は、以上の認定に加え、以下に付加変更するほか、原判決「事実及び理由」第3「当裁判所の判断」1(5)から(7)(54頁25行目から59頁11行目まで)のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決55頁5行目末尾に続けて、「ただし、教育委員会からの呼出しに応じたものであり、無断欠席はない。」を加える。

イ 同56頁1行目末尾に続けて、「また、控訴人hは、保護者に対し、上記不在理由を説明し、同席した教頭も、6月4日に教頭も教室に在室しなかった顛末を説明し、保護者らの了解を得た。また、教頭は控訴人hに対し、久しぶりに低学年を担当したことにつき助言した。」を加える。

ウ 同57頁15行目「保護者の原告hに対する不信感が根強かったこと」を、「控訴人hが本訴を提起したことから、保護者の中(児童の祖父)で同控訴人に不信感を持つ者がいたこと(乙12)」に改め、同頁17行目「しがらみを断ち切れずにいること」に続いて、「(控訴人組合のg支区執行委員長をしていたことを含む)」を、同17行目末尾の次に改行して、「ただし、q2小学校長ほか管理職からは、控訴人hに対し、同控訴人の授業や授業態度、学級経営に対する格別の注意や指導はなく、保護者からの苦情伝達もなかった。また、同学校長から、控訴人hに対し、上記内容の転勤意見を提出したことも伝えなかった。」を各加える。

エ 同58頁4行目末尾の次に改行して、「以後現在まで、控訴人hはq3小学校勤務を続け、その間学年主任も務めたが、同控訴人の授業や学級経営に関し、保護者らからの苦情や注文はない。被控訴人らも、同控訴人の教員としての職能等に問題があるとは述べていないところである。」を加える。

(2) 本件各転任処分の違法性の有無について

ア 県費負担教職員の転任は任免権を有する県教委が裁量権の範囲内において行いうるものである(地方教育行政法23条3号, 37条, 40条)。

被控訴人県においては、f1県公立学校教職員人事異動方針(乙3)を定め、f1県公立小・中学校教職員人事取扱要領において同方針に則って人事を取り扱う要領を定めている(乙13, 14)。したがって、県教委は、上記人事取扱要領に従って県費負担公立小・中学校教職員の人事を執り行うべきであり、それを逸脱した転任処分は、裁量権の逸脱として違法となることがあるものと解される。

イ 本件転任処分A(q2小への異動)について

県教委は、m校長の自死後、児童、保護者等を含めたk小における混乱を收拾するため、平成15年度の人事異動において大幅な異動を行うこととし、校長、教頭を除くk小の県費負担教職員28名のうち、在職1年未満の者を除いた者のうちから12名を異動させることとし、在職3年であった控訴人hもその対象者として、本件転任処分Aに及んだことは、上記引用にかかる原判決認定のとおりである。

まず、校長の校内での自死が周囲に及ぼした衝撃からすれば、学校内外の混乱を收拾するた

めとして大幅な異動計画をたてたことには相応の理由があったというべきである。そして、控訴人hは異動対象者に含まれていたのであるから、その異動は上記人事取扱要領(乙13)の転任基準に適ったものである。また、転任先は約20分で通勤可能であって勤務条件に格別不利益もないことからすれば、同控訴人を異動させたことにつき、裁量権の逸脱があったとまではいえないというべきである。

控訴人hは、本件転任処分Aが不当労働行為にあたる旨主張する。しかしながら、控訴人hは、控訴人組合のg支区執行委員長として活動していた(甲70, 弁論の全趣旨)ものではあるが、本件転任処分Aに至る経緯は上記のとおりであり、本件全証拠をもっても、同処分が不当労働行為意思に基づくものであるとか、これにより組合活動が弱体化したなどの事実は認め難いから、この主張は採用できない。

ウ 本件転任処分B(q3小への異動)について

この転任の経緯は、上記引用にかかる原判決認定のとおりであり、この異動は、控訴人hの残留希望意見にもかかわらず、q2小校長及び市教委の「転任を適当と認める」旨の意見書に基づき、県教委が決定したものであった(乙18, 証人r4)。

これは、本件転任処分Aの僅か1年後であって、被控訴人県の平成16年度f1県公立小・中学校教職員人事取扱要領(乙14)によれば、別に定める特別の事情のない限り配置換しない(同要領 I 1(2)ウ)とされているところ、同要領別紙「同一校勤務10年以上の者及び3年未満の者の異動の特例」II「同一校勤務3年未満の者の異動の特例」によれば、「次に掲げる場合は、同一校勤務3年未満の者でも教職員課長と協議し同意を得た上で、異動させることができるものとする。」とし、1から4までの事由が挙げられているが、本件はその1から3には明らかに該当しないから、本件転任処分Bが上記要領の要件を満たすためには、「4 その他やむを得ない事情があり、人事管理上特別の配慮を要する場合」に該当することを要することになる。

被控訴人県は、本件転任処分Bの理由として、q2小における控訴人hの授業や学級経営に問題があったこと、控訴人hがk小から転勤してきた教員の中では目立つ存在であったことから保護者との間で良好な信頼関係を築くことが難しかったこと、同控訴人の校長事件とのかかわりがPTAとの関係構築に影響を及ぼしていたこと等の事情があり、そのため、控訴人hをg市外の学校に異動させて、心機一転、授業や学級経営に専念させ、同控訴人の職能の向上を図る目的で、q3小(v2市)に異動させた旨主張する。

たしかに、控訴人hは長年高学年を中心とした理科専任教諭であったところ、q2小で10年ぶりに担任をもち、しかも2年生であったことから、当初は低学年児童に対する細やかな心配りに欠けるところがあり、これが保護者の懸念を招いていたことは同控訴人も認めるところである(当審供述)。しかし、上記認定のとおり、2学期以降は学級経営も軌道にのり、保護者とも信頼関係を築いてきたこと、校長その他の管理職から授業や学級経営について問題を指摘されたことはないこと、担任児童の祖父が控訴人hの本訴提起を問題にしてPTA会長を通じ同控訴人の転勤を要請してきたこと、q2小の校長も、組合活動を含む長年のしがらみを断つためとして異動を求める意見を市教委に提出したこと、転勤先のq3小では授業や学級経営に関し何ら問題は指摘されてい

ないこと(むしろ被控訴人県においては、職能向上の効果があつたと評価していること)、これらの事実が認められることは上記認定のとおりである。

そうすると、被控訴人らが主張する、異動をやむをえないものとする理由のうち、控訴人hの職能向上のためという点については、これを具体的に根拠づける事由に乏しく、控訴人hを嫌忌する児童の祖父の要請というのは異動の理由とはなりえず、結局、被控訴人らの主張内容自体からも、本件転任処分Bを正当とする合理的事由は見出せない。

また、被控訴人県は、控訴人hが「同一市町村に15年以上勤務している者については(中略)他市町村への配置換を積極的に推進する(同要領 I 1(1)イ)」(乙14)に該当するとも主張するときであるが、このことは本件転任処分Aの時点で既に自明のことであつて、本件転任処分Bにかかる3年未満の異動の特例の事由とするのは相当とは解されない。

加えて、本件転任処分Bにより控訴人hは通勤時間が従前の20分から50分となり、その負担が相当程度増したことは明らかである。

以上によれば、本件転任処分Bは、被控訴人県の定める「平成16年度f1県公立小・中学校教職員人事取扱要領」(乙14。人事異動の基本方針を示す重要なものであり、本来、これに準拠すべきことが要請されるというべきである。)に適合せず、本来重視すべき事項を不当に軽視し、考慮すべきでない事由を斟酌したものというべきであり、裁量権の逸脱として違法の評価を免れない。

そして、この経緯からすれば、本件転任処分Bは、市、県両教委が一連の過失により判断を誤つたものというべきで、被控訴人f1県及び同g市は、共同不法行為者として、国家賠償法1条の責任を負うことになる(なお、控訴人hは、本件転任処分Bについても不当労働行為である旨主張するが、上記説示内容を加味しても、それが認め難いことは前記本件転任処分Aにおけると同じである。))。

エ 控訴人hは、違法な本件転任処分Bの結果、僅か1年で転任を余儀なくされたことにより精神的打撃を受けたものと認められる。本件に顕れた諸般の事情を総合すると、これに対する慰謝料としては60万円を認めるのが相当である。そして、弁護士費用としての損害は6万円を認めるのが相当である

5 よつて、控訴人らの、被控訴人県教委及び同市教委に対する各控訴は理由がないから棄却し、被控訴人f1県及び同g市に対する請求は、控訴人ら各自に対し、それぞれ110万円及びこれに対する不法行為後の平成15年12月23日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるから、これと異なる原判決をその趣旨に変更することとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 廣田聰 裁判官 中山節子 裁判官 曳野久男)

平成 19 年 4 月 27 日 広島地裁 平15(ワ)2047号損害賠償請求事件

主文

- 1 原告らの、被告広島県教育委員会及び被告尾道市教育委員会に対する訴えをいずれも却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第 1 請求

- 1 被告らは、原告ら各自に対し、連帯して金 350 万円及びこれらに対する平成 15 年 12 月 23 日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告広島県教育委員会は、原告らに対し、株式会社中国新聞に別紙 1 第 1 の 2 記載の謝罪広告を同第 2 記載の条件にて 1 回掲載せよ。
- 3 被告尾道市教育委員会は、原告らに対し、株式会社中国新聞に別紙 1 第 1 の 1 記載の謝罪広告を同第 2 記載の条件にて 1 回掲載せよ。

第 2 事案の概要

本件は、原告らが、尾道市立a小学校のA校長が自ら縊死した件につき、被告広島県教育委員会及び被告尾道市教育委員会が作成した各調査報告書により原告らの名誉を毀損されたと主張して、被告広島県及び被告尾道市に対しては国家賠償法 1、3、4 条、その余の被告らに対しては共同不法行為に基づいて、損害賠償(含遅延損害金)及び謝罪広告の掲載を、また、原告X1に対してなされた配置転換は裁量権を逸脱しており、組合活動を阻止するためのもので不当労働行為であって違法であると主張して、上記と同様の根拠に基づいて、損害賠償(含遅延損害金)を、それぞれ求めている事案である。

1 争いのない事実

(1) 当事者等

ア A校長事件

平成 15 年 3 月 9 日、尾道市立a小学校(以下「a小」という。)において、当時の校長であったA氏(以下「A校長」という。)が自ら縊首し、死亡した(以下、この事実を「A校長事件」という。)

イ 原告ら

(ア) 原告広島県教職員組合(以下「原告組合」という。)は、広島県内の公立小中学校の教職

員により結成されている職員組合であり、A校長がa小に勤務した当時、a小には原告組合の三原地区支部尾道支区分会が組織されていた。

(イ) A校長事件当時、a小の教職員 28 名のうち、25 名が原告組合の組合員であった。その一人である原告X1(以下「原告X1」という。)は、同組合三原地区支部尾道支区執行委員長の地位にあった。

(ウ) 原告X1は、県費負担教職員であって、その転任人事に関する権限は被告県教委が有していた。

ウ 被告ら

(ア) 被告広島県教育委員会(以下「被告県教委」という。)は、被告広島県(以下「被告県」といい、被告県教委と併せて「被告県ら」という。)の執行機関たる独立行政委員会である。

(イ) 被告尾道市教育委員会(以下「被告市教委」という。)は、被告尾道市(以下「被告市」といい、被告市教委と併せて「被告市ら」という。)の執行機関たる独立行政委員会である。

(2) A校長事件

ア A校長の採用

(ア) 採用

A校長は、平成 14 年 3 月末までb銀行東京支店副支店長の職にあったところ、広島県商工会議所連合会及びb銀行からの推薦に基づいて行われた被告県教委による選考を経て、平成 14 年 4 月 1 日、広島県尾道市公立学校長に採用され、広島県尾道市立a小学校長を命ぜられた。

(イ) 研修

A校長は、平成 14 年 3 月 25 日、民間人校長のみを対象とした研修、同月 28 日には新任校長を対象とした赴任前研修を受けた。

(ウ) 赴任

A校長は、平成 14 年 4 月 1 日、a小に赴任した。平成 14 年 5 月 1 日におけるa小の児童数は 716 名で、尾道市立小学校 20 校中 2 番目に児童数の多い学校であった。A校長は、平成 14 年 5 月下旬まで、自宅からa小に片道 1 時間 20 分かけて通勤していたが、それ以降は尾道市内のアパートに転居し、そこから通勤していた。

イ A校長の死亡

A校長は、平成 15 年 3 月 9 日、a小校内で自ら縊首し、死亡した。

(3) 両報告書の作成と公表

ア 調査委員会

A校長事件の調査に当たり、被告県教委及び被告市教委は、それぞれ調査委員会を組織した(以下、それぞれ「県調査委員会」、「市調査委員会」という。)。これら両委員会は、基本的に共同して、a小の教職員(小学校長 2 名、教頭 2 名、平成 14 年度末現在a小に在籍した一般教職員 29 名)等に対し、A校長事件に関する聞き取り調査を行った。

イ 県報告書

被告県教委は、A校長事件の背景と要因等につき調査の上、平成 15 年 5 月 9 日付けで、「尾

道市立a小学校問題の調査結果について」と題する報告書(以下「県報告書」という。)を作成した。

ウ 市報告書

被告市教委は、A校長事件につき、平成 15 年 5 月 9 日付けで、「尾道市立a小学校問題調査結果について」と題する報告書(以下「市報告書」という。)を作成した。

エ 両報告書の公表

前記イ、ウの報告書(以下、これらを併せて「両報告書」という。)は、平成 15 年 5 月 9 日、記者会見等で公表され(以下「本件公表行為」という。)、その状況は、翌 10 日付けの朝刊各紙ほかマスコミで報じられた。

(4) 原告X1らの異動

平成 15 年 4 月 1 日、a小に在籍していた県費負担教職員たる教員 28 名のうち、原告X1を含む 12 名が配置換え等になり、原告X1は尾道市立c小学校(以下「c小」という。)に配置換えになった(以下、この人事異動を「本件転任処分 A」という。)

平成 16 年 4 月 1 日、原告X1は、府中市立d小学校(以下「d小」という。)に配置換えになった(以下、この人事異動を「本件転任処分 B」という。)

(5) その後の経過

平成 15 年 6 月 17 日、尾道市議会は、A校長事件の原因解明のため、平成 14 年度にa小に在籍した教職員らに議会への出席を要請するとの内容で合意し、同月 20 日、正式に同教職員らの招致を決めた。しかし、同年 7 月 4 日に被告市教委山岡教育次長(当時)が自死したことを受け、これ以上紛争を拡大すべきではないとの観点から、解明作業は中止された。

2 争点

(1) 被告県教委及び被告市教委の当事者能力の有無

(2) 原告らに対する名誉毀損の成否

(3) 本件転任処分 A、B による不法行為の成否

(4) 損害

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)(被告県教委及び被告市教委の当事者能力の有無)について

(原告らの主張)

教育委員会も国家賠償法 1 条 1 項の「公務員」と認められるから、違法な職務執行行為を行うに当たって故意または重過失がある場合には、教育委員会自身も損害賠償の責任を負う。教育委員会を私法上の権利義務の主体としてかかる責任追及を認めることは、何ら法の禁止するところではないし、かえって事案の解明、ひいては公務員の職務の適正化に資するものである。

教育委員会は国家賠償法 1 条 1 項の「公務員」と認められるところ、違法な権限行使を行った独立行政委員会にその責任を認めないのであれば、公務員個人に責任を認める意義が失われるから、教育委員会に対する責任追及を認めるべきである。

(被告らの主張)

民事訴訟法上、当事者能力を有する者は、原則として民法上権利能力を有する者であり(民事訴訟法 28 条)、権利能力のない者について当事者能力が認められるのは、その旨を明らかにした法令の規定があるときに限られるというべきである(同法 29 条等)。

教育委員会は、独立行政委員会として所管事務に関し地方公共団体の長から独立して権限を行使する者であるが、それはあくまでも地方公共団体の内部において、その具体的な管理・執行権限が長から独立していることを意味するにすぎず、法的地位としては地方公共団体の一執行機関にとどまるものであるから(地方自治法 180 条の 5 第 1 項)、私法上権利義務の主体となることのできる能力である権利能力が地方公共団体から独立して認められるものではない。また、教育委員会に被告としての当事者能力を認める法令の規定も存在しない。

よって、被告県教委及び被告市教委が当事者能力を有さないことは明らかであるから、原告らの被告県教委及び被告市教委に対する本件訴えは不適法として却下すべきである。

(2) 争点(2)(原告らに対する名誉毀損の成否)について

(原告らの主張)

ア 被告県教委による名誉毀損行為

被告県教委は、県報告書において、「A元校長が学校運営に悩みを抱いた背景と要因について」との項目の中で、「a小学校に運営上の課題があった」とした上で以下の事実を摘示し、a小学校の職員団体又は一部の教職員の言動が元校長が自死するに至った要因であるとして、原告らの名誉を毀損した(〔証拠省略〕)。

(ア) 校務分掌等

「a小学校においては、教職員が担当する学年・学級など校務分掌の原案を職員団体の学校分会が作成し校長に提案してきたり、校長自身が様々な議題を職員会議で提案し職員の了承を得ないと学校運営が難しい等、校長権限が制約され」ていた。

(イ) 組織上の問題

「a小学校においては、管理職や主任等で組織される企画運営委員会がその役割を十分に果たしておらず、主任制が十分機能する状況にはないなど、組織上の問題があった」

(ウ) 校務運営

「学校としての意思決定に当たって、校長の提案に対して一部の教職員から様々な対立的な意見が出され校長が苦慮しなければならない状況があった」

「一部の教職員は、運動会における国家・国旗の指導、卒業式のしおりにおける元号の表記等について、被告市教委区委員会や校長の指示に最終的には従うものの、校長が校務運営に慣れずに、特に教頭不在の中で困った様子であるにもかかわらず、校長の提案や指導に対して質問を繰り返したり、異議を申し立てるなどの行為が見られ、教職員が学校目標の実現に向け、校長を中心として一丸となって取り組む体制になっておらず、校務運営に協力する姿勢に乏しかった」

イ 被告市教委による名誉毀損行為

被告市教委は、市報告書において、A校長が自死するに至った「背景と要因には次のようなこと

があると考えられる」として「a小学校に関すること」、「教頭が不在になったときの支援体制」、「PTAと学校に関すること」と特定した上で以下の事実を摘示し、a小学校の職員団体又は一部の教職員の言動が元校長が自死するに至った要因の一つであるとして、原告らの名誉を毀損した上、その余の解明作業を中止した。

(ア) 校務分掌等

「平成14年度の学級担任を決める際には、職員団体に加入する教職員で組織する学校分会が学校長に校内人事案を示すなど、是正指導以前の体質が残っていた」

(イ) 組織上の問題

「年度当初は企画運営委員会が開かれていないことや、主任制が十分機能していないことなど、校長を中心とする学校運営体制が確立されていなかった」

「学校目標の実現に向け、校長を中心として教職員が一丸となって取り組む学校体制となっておらず、校長の意思や指示が徹底しにくい状況であった」

「尾道市教育委員会としては、学校及び校長の状況や学校運営上の課題を具体的かつ詳細に把握し、学校運営体制の改善や教職員の意識変革を図るため、校長に対して的確な指導助言を徹底して行う必要があったと考える」

(ウ) 校務運営

「a小学校においては……A元校長の方針がそのまま受け入れられないなど、校長権限が制約を受けていた」

「運動会での国旗・国家の実施や卒業証書授与式での年号表記等について、対立意見を質問の形で繰り返してA元校長を困惑させていた。a小学校では教職員の協力する姿勢が十分とはいえ『わからなければ質問するのは当たり前』という理由で、校長の意に反した質問を繰り返し職員会議などを混乱させていた」

ウ 両報告書の目的

両報告書の作成目的は、表面上は、主としてA校長事件の原因究明とされている。しかし、両報告書の作成・公表の真の目的は、a小の当時の教職員にA校長事件の責任を転嫁することで、被告両教委の責任問題を隠蔽するとともに、是正指導の内容に反対する教職員や原告組合の活動を封じ込めることにあつたため、職員団体や一部職員の言動があたかも自死に至った最も直接的かつ重大な要因であるかのような印象を持たせるよう意図されている。

(ア) 調査委員会の構成及び調査事項が不相当であること

被告らが第三者機関ではなく自ら調査を行い報告書を作成したということは、被告らが真相解明に消極的であり、A校長事件について、第三者に調べて欲しくない何らかの実情があることを裏付けるものであつて、本件後に自死した被告市教委B教育次長も、両報告書の作成について自信を失っていた事実がある上、被告市教委は、報告書の作成過程で調査のため録音したa小の教職員からの聞き取りテープを消去して証拠隠しをしている。

調査項目についても、本来であれば、A校長の採用、研修、赴任先及び勤務状況を調査し、その調査結果を踏まえA校長事件との関連を検討し公表することが必要であつた。しかし、被告らは、

両報告書の作成に当たり、A校長事件の原因を、もっぱら学校運営に苦しんだことであると既定して、A校長とa小の教職員との関係を調査の中心的課題として、ひたすら自説の裏付けの収集に終始した。両報告書においても、被告らは、何ら相応の根拠もないまま、教職員との対立関係をA校長事件の原因と位置づけて公表した。

(イ) 公表されるべき事情が公表されていないことA校長が自死に至った最も直接的かつ重大な要因は、異常なほどの超過勤務による過労と、それに起因する「うつ状態」について静養するための休暇が認められずに病状を悪化させたことにあるが、両報告書においては、そのことはあえて秘匿され、一切記載されていない。また被告らは、A校長事件の原因究明にあつては当然調査すべきであった下記の事項について、具体的な事実関係を記載していないか、A校長事件との関連を全く示さない扱いで記載している。これは、これらの事項を記載すれば、被告ら自身の責任問題が生ずることが必至であったからである。

a A校長の採用、研修及び赴任先にかかわる事情

A校長は、「私は、子供は嫌いです。」、「私はだまされた。」、「自分の考えていた学校と違う。」、「知識が足りない、専門用語がわからない。」等と述べていた。このことは、A校長の採用及び赴任先の選定の適否に問題があり、また研修が不十分であったことを示している。

b A校長の勤務状況にかかわる事情

A校長は、赴任当初の、自宅からの長時間通勤に心身及び金銭の面で負担があつた。またA校長が5月に休暇を願い出た際には、被告市教委のC教育長が「天下のb銀なんだから辞めるとか言わないで欲しい。」と言うなどした。このころA校長は被告市教委の職員に対し「先のことを考えた時、自分の性格として責任が果たせるのか心配になった。」等述べた。これらの事実は、被告市教委が平成14年5月の時点でA校長の心身の状況を把握していたことを示している。

さらに、A校長は、3学期になってから、「学校がこんなに忙しいのなら応募しなかった。」、「私は、犠牲者です。」等述べていて、このことは、A校長が超過勤務に疲弊していたことを示している。

被告らは、上記のA校長の言葉や、A校長の公務災害認定申請を通じ、A校長が、長時間勤務や休日出勤で心身に相当な負担を受け、公務と相当因果関係をもって発症したうつ状態に起因して自死したとの認識を有していたのであるから、当然両報告書にもこのことを記載すべきであった。

c A校長の転任希望にかかわる事情

A校長は、2学期中から、「自宅がe町にあり、家庭の事情もあつて近くに帰りたい。」と転任を強く希望していたが、被告市教委らは当初A校長を転任させない方針であつた。この方針を知ったPTAがA校長の希望通りの転任をさせるよう申し入れていた。このことは、転任が叶わないと悲観したことがA校長事件の原因ではないかということを示唆する。

d その他、A校長事件の原因を推認させる事情

D教頭は、A校長事件の背景に教職員との対立があつたかのような報道に対し、ニュースソースがすべてPTA関係者の流布した風評で、3学期の段階ではA校長と教職員が対立したような事情はない、と述べていた。このことは、A校長事件の原因を教職員の言動と関連付ける根拠がな

いのではないかということを示唆する。

(ウ) 合理的な根拠なく教職員の言動とA校長事件が関連付けられたこと

両報告書は、A校長事件の原因を特定することが困難であるとしながらも、事件の背景として教職員の言動を挙げ、今後の取組として是正指導の徹底を強調している。かかる記載は、一般市民をして、是正指導に従わない教職員のせいでA校長事件が起こった又は相対的に見てそれが有力な要因の一つであったとの印象を持たせるに十分である。

しかし、教職員の言動とA校長事件との関連をいう合理的な根拠となる事情は皆無であって、両報告書の記載事実についても根拠が薄弱である。

エ 両報告書の作成手段

A校長事件の要因を調査し、その結果を公表するに当たっては、内容の公正中立を担保しなければならなかった。しかし、両報告書は、A校長事件の責任を問われ得る立場にある被告県教委及び被告市教委が中心になって調査・作成したものである(しかも、市調査委員会の構成員は、A校長が休暇を願い出た際に実際に対応に当たった者であり、まさにA校長事件について責めを負うべき立場にある者である。)から、作成・公表の手段として公正さや中立性を欠き、またその調査結果も信用できないし、両報告書の記載内容は、聞き取り対象者の供述内容を客観的に反映したものでもない。

オ 両報告書における公表内容の性質

両報告書は、校長が学校内で自死するという、痛ましく、また当時の衆目を集めた事件の背景や要因を公表するものであるから、その公表内容如何によっては、公表対象とされた者の社会的評価への影響が大きく変化することは当然予想される。特に本件においては、事件直後の状況等から、教職員とA校長の関係とA校長事件の関連を取りざたする報道がなされていたことから、被告らの調査報告の内容によっては、原告X1を含むa小の教職員や原告組合に対し、大きな非難が集中するおそれが多分にあった。

そうすると、被告らにおいては、A校長事件の背景や要因を調査・公表するに当たっては、それが原告X1を含むa小の教職員らや原告組合の社会的評価に影響を与えかねないことについて、細心の注意を払う義務が存した。具体的には、A校長事件の背景や要因としてa小の教職員や原告組合に言及するのであれば、それに言及することがA校長事件の原因究明と再発防止という目的のために正当な手段であって、真に必要であると認められる場合のみ、これに言及すべきであった。

しかし、被告らは、調査の結果、そのような必要性を認めるような結果が得られていないのに、これに言及した。

カ 両報告書における公表内容の真実性

本件の真相は後記クのとおりであるところ、両報告書の記載内容はこれと齟齬していて、またその齟齬した記載を裏付けるだけの合理的な根拠(調査結果)もない。

キ 両報告書の公表方法・態様

被告市教委及び被告県教委は、A校長事件の責任の所在について高い関心が集まる中で両

報告書を公表し、また記者会見の席で、A校長事件の責任がa小の教職員にあるかのような発言を行い、A校長事件についてa小の教職員に責任があるかのように印象付けた。

このような不利益な情報を行政機関によって一方的に開示される場合には、手続保障の観点からの適正さがなければならないが、被告市教委及び被告県教委が行ったa小の職員に対する事情聴取は、被告らの思惑に合致するような回答をもつばら引き出すことに終始し、また回答内容の記録化の正確性を担保すべき録音テープを消去してしまうなど、適正であったとはいえない。

ク A校長事件の背景と要因等

(ア) A校長の配置について

A校長の採用に当たっては、極めて簡略で形式的な選考手続しか取られておらず、このような選考手続のみでは、候補者に校長としての適格性があるか等を見極めることは困難である。

赴任前、A校長に対しては、わずか2日程度の研修が行われたのみであり、その内容も抽象的な講義のみであって、この程度の研修しか受けずに教育に携わったことのない民間人が校長として赴任すれば、受け入れる学校にも、赴任する校長にも、過大な負担が生じるのは当然である。

またA校長は、民間人からの校長任用への応募時から、広島県f郡e町の自宅から通える小規模校への赴任を希望していたが、被告県教委は、この元校長の希望に反し、自宅からの通勤に片道1時間30分も要する大規模校のa小への赴任を命じた。

(イ) 学級減について

平成14年4月2日、平成14年度の新6年生について、4月2日に転出先の学校から受理通知がa小に届き、新6年生のうち1名が転出することが分かった。この転出によって6年生の4学級が1学級減することとなり、クラス分けや時間割をやり直す必要が生じたうえ、臨時採用教員も2名が辞めなければならないという非常事態が生じた。このため、学校現場の組織状況が理解できていないA校長は大きな苦悩を抱いた。

(ウ) 指導計画書について

職員会議において、教職員及び校長が質疑応答を行うことは学校運営の上で必要であり、また学校運営の慣習となっているところ、上命下服が当然であるとする企業経営の中で勤務してきたA校長は、このような慣習に衝撃を受けていた。

平成14年4月、A校長が急に、1週間の指導計画書の提出を求めたため、教職員らはこれに対する質問や意見を述べた。しかし、A校長はこの内容を理解しておらず、答えに窮していたので、教職員らは校長に配慮して質問を控えていた。

(エ) 校務分掌について

教職員が担当する学年・学級などの校務分掌は、教職員の意見を聞かなければ計画が立てられないため、教職員らは意見を集約して校長に提案するのが通例であった。A校長に対してもこの提案が行われ、A校長はこれを参考に校務分掌を決定した。

原告組合の分会は、教職員の意見として、学級担任の割当てなどについてA校長に提案したことはあったが、「校内人事案」や「校務分掌の原案」を提案したことはない。

学級担任の割当てに関する提案は、広島県内の各学校現場では通常行われていることであり、

そのことをもって「校長権限の制約」ということはできない。

(オ) 企画運営委員会について

企画運営委員会を開催するのは教職員ではないし、a小の教職員らは、委員会の開催、実施について協力していた。

(カ) E教頭の入院について

平成14年5月10日、a小のE教頭が入院したため、A校長の負担が大きくなり、A校長の学校経営に対する不安と心労が重なった。

(キ) 春季運動会の運営について

平成14年5月13日の職員会議において、A校長は、2002年度春季運動会において国歌の演奏のもと国旗掲揚を行うと述べた。教職員らの多くは、国歌の演奏及び国旗掲揚を行うことに不満であったが、最終的には、A校長の指示どおりとすることとなった。

この職員会議の際教職員から「いろいろな国籍の児童が在籍する本校で、日の丸や君が代の実施がそのまま国際性を育てることとどうつながるのですか?」、「これまでの歴史経過から日の丸・君が代については、いろいろな考え方があり、強制になじまないのではないですか?」、「地域には、日の丸や君が代の実施に反対の意思を持つ方もいらっしゃるのではないですか?」と、3人の教職員らがそれぞれ1回ずつ質問した事実はあるが、その時間は数分間程度であるし、これらの質問に対しA校長が困惑して涙ぐんだ事案もない。

同日、A校長は、PTAとの会合に出席した。会合においては、PTAの役員らから、運動会の運営について11項目の要望が出され、「願いが聞いてもらえないのなら、学校行事に協力しない。学校だけでやればよい。」等の意見が述べられたため、A校長の心労が重なることとなった。

(ク) 被告市教委に対する体調不良の相談について

平成14年5月13日、A校長はJA尾道総合病院を受診し、1か月間の休養を要する中程度のうつ病と診断された。そのため、A校長は、被告市教委に、抑うつ状態で1か月の休養を要する旨の診断書を持参して、「病院での診断を受けた結果、情緒不安定であり休ませて欲しい。」と申し出た。しかし、被告市教委のC教育長らは、「あなたの後ろには経済界がついているんですよ。」、「頑張ってください。」などと叱咤激励して、A校長の休暇願いを受け付けず、翻意させた。

そのうえ、被告市教委は、A校長がうつ病に罹患していた事実について関係者に口止めをした。

その後、A校長は、通院で投薬による治療を受けながら校長としての勤務を継続したが、連日の超過勤務により疲弊を重ねていった。特にD教頭が倒れた後の2月15日から3月9日までのA校長の超過勤務は、累計で159時間53分(1日平均7時間16分)に及んだ(〔証拠省略〕)。

(ケ) 校門でのあいさつについて

A校長は、被告市教委や当時の教頭D(以下「D教頭」という。)の助言を受けて、朝、校門に立って子供たちをあいさつで迎えることを思い立ち、校門に一人で立ってあいさつをするようになった。

(コ) うさぎ事件について

平成14年10月26日の早朝、a小で飼育されているうさぎ18羽のうち17羽が殺されるという事件があり、A校長は、マスコミからの集中取材への対応やPTAの実行委員会との協議、PTA臨時総会への出席等を行った。PTA臨時総会においては、この事件についての保護者に対する連絡や集団下校の開始が遅れたことに対する厳しい意見が出され、精神的に動揺したA校長は、会合後に胸を押さえてしゃがみ込んだ。

(サ) 児童の葬儀の際の対応について

平成14年11月2日、a小の2年生の児童が死亡し、同月3日に通夜、4日に葬儀が行われた。その際、A校長は教職員に対し、「担任以外(の者)は、葬儀に参加する場合は年休を取って出るよう、尾道市教委に言われた」と述べた。これに対し、教職員らは「多くの教職員らがこの児童にかかわっている。なぜ、教職員の仕事として出席することができないのか。」と質問したが、A校長は、「私もおかしいと思うが、上からの指示なので仕方ありません。」と述べて悩んでいた。

(シ) TTについて

平成15年3月6日、A校長は、TT(ティーム・ティーチング、複数教員による授業)の報告に問題があるとの被告市教委からの指摘を受け、実態調査を行って報告書類を作成した。A校長は、書類作成のために夜遅くまで作業を行い、報告に間違いがないか非常に不安に思っていた。この実態調査の後、3月11日には被告県教委の調査がなされることとなり、元銀行員のA校長は、このような調査を特に気にしていた。

(ス) 人事評価について

A校長は、新しい人事評価制度について、「授業も出来ない自分に先生たちを評価することは出来ない」と落ち込んでいた。3月7日にはg小学校のF校長を招いて校内講習会を開催したが、その後A校長は、「自分にはできないことばかり言われた」と落ち込んでいた。

(セ) PTAとの関係について

PTA役員の一人は、学校の玄関の鍵を所持して自由に学校に出入りしていた。平成14年7月には、PTA役員の一人が常時掲揚してある日の丸を勝手に取り外して子供会用の小さい日の丸を掲揚した。その後、この役員が、掲揚した小さい日の丸を持ち帰るようA校長に要求した。

A校長は夜間にわざわざ小さい日の丸を降ろして元の日の丸を掲揚するといったことがあった。この際、A校長は、「文句が言えないので悔しいが、腹が立つ」と述べていた。

(ソ) A校長の異動について

平成15年3月、被告県教委からA校長に対し、A校長が希望していた自宅から通勤できる小規模校への転勤について、「民間校長として採用された以上は、一定の成果を上げる必要がある。一年間だけでは異動できない。」との回答が通知された。我慢して1年間勤務すれば上記の希望がかなえられるという望みを持って勤務していたA校長は、この通知を受けて絶望感に襲われた。

ところが実際は、被告県教委は、被告市教委を通じ、A校長の心身の状態がa小での勤務に耐えられないことを把握していて、平成15年2月中旬ころには、A校長を同年4月1日付けで広島県f郡内の学校へ異動させる方針を内定していた。

(タ) 卒業式のしおりについて

卒業式のしおりの年号表記について、教職員が「これは校長の仕事ですよ。」「私たちにはできない。」等の発言をした事実はない。

(チ) E教頭の復帰について

両報告書は、A校長が、E教頭が3月11日の朝7時30分にあいさつに来る旨述べた際、教職員らが、「何で来るんですか。」「7時30分にどうやって私たちに来いと言うんですか。会ってゆっくり話す時間もないのに、来られる必要はありません。来させないでください。」等発言し、これに対し校長は一言もなかったとする。

しかし、教職員らは、E教頭の体調を心配して、無理をして朝早い時間帯にわざわざあいさつに来るには及ばない旨述べたものであって、A校長もその趣旨を理解していた。教職員らが上記のような発言したことはないし、教頭からのあいさつを受けることを拒絶してA校長を困惑させたこともない。

(ツ) まとめ

A校長事件の原因は、① 真に民間校長としてあるべき人を選任しておらず、② 勤務地についてのA校長の希望を聞きいれず、③ A校長がうつ病を患い、自宅から通勤できる学校への転勤を希望しているのにこれを拒否して、A校長にこれ以上校長として勤務できないと絶望視させたところにあるのであって、原告らとA校長との関係がA校長事件の要因となったということはない。

(被告らの主張)

ア 名誉毀損の成否

両報告書は、いずれも原告らの名誉を毀損するものではない。両報告書は、両調査委員会の調査結果をもとに、把握し得た限度において、A校長事件の経過を客観的に整理分析したものであり、結論としても、「A元校長が死を選ぶに至った原因を断定することは困難である」(〔証拠省略〕)、「A元校長が死を選ぶに至った原因をこれらの事実からだけでは断定することは困難である」(〔証拠省略〕)としており、自死の原因を特定していない。A校長が学校運営について悩みを抱いていたことは、A校長自死の背景事情として存在することは確実であり、教育委員会本来の職責として、そうした問題を等閑視することはできない。そのため、両報告書は、A校長がなぜそのような悩みを抱くに至ったかについて考察を加え、各々の事柄について、様々な関係者に、それぞれ反省すべき点があることを指摘したものである(〔証拠省略〕)。

また、両報告書に原告X1を名指して記述したり、また原告X1を特定できるような表現をした箇所はなく、原告X1に対する名誉毀損の成否はそもそも問題にならない。

イ 両報告書の目的

A校長事件については、事件直後から様々な報道がなされ、広く県民の関心を呼んだ。かかる場合、行政としては、情報不足による県民の不安感の除去等のため、しかるべく調査をして、その結果得られた情報を公表する一般的な責務を負う。

そこで、被告らは、当初から公表するつもりで、A校長事件の背景と要因等をテーマとして調査を行い、その結果を両報告書に取りまとめた。

そもそも、被告らが、それぞれのテーマに沿って、いかなる調査を行い、いかなる事柄を報告書に記載するかは、被告らの任意に委ねられたものというべきであって、そのこと自体は何ら非難されるものでもない。

ウ 両報告書の作成手段等

両報告書は、調査委員会による調査結果を基に、把握し得た限度においてA校長事件の経過を客観的に整理分析したものであり、結論としても、両報告書はいずれも、A校長事件の原因を特定していない。

両報告書は、その内容として、A校長事件における主な出来事について、事実を淡々と述べ、少なくともA校長が学校運営に悩みを抱いていたことは確実にA校長事件の背景事情といえるし、教育委員会本来の職責として、そうした問題を等閑視することはできないから、同校長がなぜそのような悩みを抱くに至ったかについて考察を加え、各々の事柄について被告県教委・被告市教委をはじめ様々な関係者に、それぞれ反省すべき点があることを指摘したにすぎない。

A校長の健康状態については、両報告書（〔証拠省略〕）にそれぞれ記載されている。原告らがいうように、両報告書が、A校長の健康状態にことさら触れないということはないし、教職員との摩擦を指摘するような新聞報道は、A校長事件直後から行われている。A校長と教職員の関係を調査課題としたのは、A校長自身が、人事異動に関する校長ヒアリングの中で、校務運営に協力的でない職員が何人もいることを明かしている、しかも事件直後から同様の報道があったことによる。行政機関が本件のような調査を行う場合にいかなる方法を選択すべきかについては、当該行政機関の判断に委ねられた事項であるし、調査結果をどのような形でまとめるかについては、定型があるわけではない。

両報告書は、A校長の有する私傷病であるうつ病の発症原因を解明することを目的とするものではない。地方公務員災害補償基金広島県支部が正当に認定判断しているとおり、うつ病発症（平成14年5月上旬）以後における職務従事状況（運動会実施に伴うPTAへの対応等、勤務評定問題及びびうさぎ殺害事件、教頭の再入院及び卒業式実施に関する問題等）が、肉体的過労・精神的ストレスを発生させ、A校長の有する私傷病であるうつ病を自然的経過を超えて著しく増悪させた結果、死亡（自殺）したものと認められるのであって、両報告書はそうした職務従事状況を中心に記述したもので、その記述は同支部の認定に沿うものであるが、両報告書が公務上の災害であるとの認定にまで至っていないのは時間的制約などからやむを得ないことというべきである（同支部が公務上の災害であると認定したのは、公務上災害認定請求をしてから2年4か月後のことである。）。なお、同支部は、A校長のうつ病に、原告らのいう、赴任先の問題、長時間勤務・長時間通勤による精神的・肉体的負担及び研修が極めて不十分であったことが寄与しているとは判断しておらず、また、誰にどのような過失があったかを明らかにしたわけではない。

両報告書の記述のバランスについては、A校長の苦悩を最もよく知るA校長の妻作成に係る申立て書（〔証拠省略〕）及び調査票（〔証拠省略〕）の記載との対比をしてみると、ぴたりと一致するから、A校長の妻の申立ての内容が両報告書にきちんと反映されていることは明らかである。

エ A校長事件の背景と要因等

(ア) A校長の配置について

被告県教委がA校長をa小学校に配置することとしたのは、A校長自身が小学校の勤務を希望していたこと、被告市教委が民間人校長の配置を希望していたこと、民間人校長が組織マネジメントの力を発揮するには一定の規模が必要であると、被告県教委が考えたことによる（〔証拠省略〕）。

(イ) 学級減について

平成14年4月2日に新6年生が転出することが分かった際、A校長は、4学級を維持するため最大限の努力を重ねたが、うまくいかなかった。3学級編成は制度上やむを得ないことであったが、これに対して一部の教職員からは校長の対応に不満の声が出た。A校長は、後日これを「ひとつめの試練であった。」と述懐した。（〔証拠省略〕）

(ウ) 指導計画書について

指導計画書については、尾道市公立学校職員服務規程施行規則（平成14年尾道市教育委員会教育長訓令1号）11条は、「学習指導週計画は、教育課程の円滑な実施と充実を図るために記入活用を図り、内容の指導及び授業時数集計等のために、定期又は必要に応じて教務主任、教頭及び校長に提出しなければならない。」としており、被告市教委は、その趣旨を、同訓令の施行（平成14年4月1日）前、各校長に周知徹底させていた。原告らの主張するように、急に指導計画書の提出を求めたわけではない。

(エ) 校務分掌について

a小においては、本来、校長がその権限と責任に基づいて決定すべき事項である校務分掌を決定する際に、その原案を原告組合の学校分会が作成し校長に対して提案するという校長権限が制約される状況があった。実際、A校長は、平成14年5月17日、被告県教委の職員及び尾三教育事務所の職員に対し、「職員会議で提案したことが教職員から打ち返される。」と述べた（〔証拠省略〕）。

原告らの主張する「学級担任の割当てに関する提案」は、このような実態が放置されていたため校長・教頭のリーダーシップによる学校運営が行われていないとして文部省是正指導を受けるに至ったものであり、是正指導を受けた被告県教委及び被告市教委は、その適正化を図ってきたものであるから、そのようなことが「通常行われている」はずはない。

(オ) 企画運営委員会について

a小の学校運営の状況は、平成13年5月1日から平成14年4月30日までの「学校運営に係る校長自己診断票」によれば、56項目のうち職員会議の運営、企画委員会の運営など5項目について課題があり、51項目については課題がないという状況であった（〔証拠省略〕）。

企画運営委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事及び各部代表からなり、校長が招集して、学校経営管理に関し審議調整を行い、もって校務運営の円滑化及び効率化を図る機関のはずであったが、a小の平成14年度のそれは、6月に至ってようやく月1回程度開かれるようになり、出席者は校長、教頭、教務主任及び保健主事のほかに生活指導部の代表であった。

(カ) E教頭の入院について

E教頭の入院に対処するため、被告県ら及び被告市らの連携で、被告市教委の職員が毎日a小に出向きA校長に指導助言する、教育事務所がA校長の学校運営の相談を受ける、教務主任がA校長の補佐を行えるよう臨時職員の配置を行う、といった対応を行った。

被告県教委は、A校長自身の体調不良にもかんがみ、医師の助言のもと、校長の負担軽減のため、早期に経験のある市内の教頭を配置換えしてA校長の補佐に当たらせることとした。平成14年5月27日に教頭の配置を決定し、翌日付でD教頭をa小に配置換えした。〔証拠省略〕

(キ) 春季運動会の運営について

平成14年5月2日、被告市教委は各校長に対し、開会式で国旗掲揚をし、その際には児童生徒及び教職員は国旗に注目するよう指示をした。

A校長は、教職員に対し、同月7日の暮会(放課後に行われる職員連絡会)の際、この指示をa小の教職員に伝えたが、この日の会議や同月13日の職員会議の際、一部の教職員が「なぜ日の丸を揚げないといけないのか。」、「注目したくない子もいる。」、「地域で反対する実態を知っているのか。」、「国歌演奏のカセットのボタンを押さない。」、「校長、教頭で揚げてください。」などの発言があった。これに対しA校長は、13日の職員会議の終わりに、涙ながらに「みなさん、よろしく願います。」と述べ、職員会議録には「国旗掲揚……役割分担について学校長の話聞き善処していく」と記載された。

このことについてA校長は、同月21日、被告県教委の職員及び尾三教育事務所の職員に対し、国旗掲揚に関し役割を決めるのに難航し、また教員からどうしてという質問が出されもするが、うまく回答できない旨述べた。

同月17日、A校長は、支援に来ていた被告市教委の職員に対し、運動会のプログラムに国旗掲揚等開会式の式次第がないものが印刷されているがどうすればよいかと尋ねた。被告市教委職員は今年そのまま発送してよいが、反省会で来年度は式次第を印刷すべきことを話すよう回答し、結局プログラムはそのまま配布された。平成14年度運動会において、プログラムの中に式次第の記載がないのは、小中学校31校中1校のみであった。

同月26日には被告市教委の指示通りの式次第と式の手順により運動会が実施され、同月29日の暮会での運動会の反省会では、来年度は開会式の式次第をプログラムに印刷するようA校長が話した。これに対し、一部の教職員からは反対の意見が出された。(以上につき〔証拠省略〕)

教職員による上記のような発言は、学校行事における国旗掲揚・国歌斉唱の実施は国家主義的なイデオロギーによる教育の矯正にほかならないものとしてその実施に反対する、という原告組合の方針を校長に対し述べるものであって、A校長を困惑させ、学校運営を混乱させるに十分であったといえる。

(ク) 被告市教委に対する体調不良の相談について

平成14年5月13日の午後、学校運営の不安と心労が重なり病院を受診したA校長は、診断によれば情緒不安定であり休ませてほしいと被告市教委の職員に相談をした。これに対し被告市教委の職員は、教頭の不在について被告市教委の職員を派遣し、また教務主任が教頭の職務を

担えるよう対処する等説明し、頑張っていたきたいと述べた。A校長はこれを理解し校務運営に努力することとなった（〔証拠省略〕）。

平成14年9月から同年10月にかけて、A校長は大変調子よかったが、10月のうさぎ事件やa小130周年記念式典のころには少し情緒不安定の傾向にあった。11月下旬になって、被告県教委及び被告市教委は、A校長から「8月から通院し、薬を服用している。」との報告を受けた。（〔証拠省略〕）

（ケ）校門でのあいさつについて

A校長は、被告市教委やD教頭の助言を受けて、平成14年9月から校門に一人で立ってあいさつをするようになった。

（コ）うさぎ事件について

平成14年10月27日、a小で飼っていたうさぎが殺されたのが発見され、同月29日にはマスコミの集中取材を受け、31日にはPTAの実行委員会と協議がなされた。

（サ）児童の葬儀の際の対応について

a小2年の児童が平成14年11月3日に死亡し、同月4日午後7時から通夜が、5日午後1時から葬儀が行われた。同日、A校長から被告市教委に対し、葬儀に参列した職員のサービスの取扱いについて問い合わせがあったので、被告市教委は、同月6日、担任及び引率をするのに最小限必要な数の職員以外の者については年次有給休暇とすべきである旨回答した。

（シ）指導方法工夫改善の実績報告について

平成15年2月26日、A校長は、平成14年度のTTの授業実績報告書を被告市教委に提出し、これに対し被告市教委及び尾三教育事務所から指導、調査があった。a小のTTに関し関係書類を精査したところ、実際にTTが行われていないなどの記録上の不整合が見付かった。（〔証拠省略〕）

（ス）新たな人事評価制度について

被告県教委は、平成15年度から新たな人事評価制度を導入した。同年3月7日、a小においても、尾道市立g小学校のF校長を講師として研修が行われた。

研修は時間通りに始まらず、A校長はこのことについて「先生の学校は、きちんと始まるんでしょうね。いつもこうなんです。」と述べた。講話後の質疑応答で、A校長は学校教育目標と経営目標の違いについて質問した。その後、校長室で、講師、A校長及び教務主任の3名が話した際には、講師から、a小においては教職員の意識改革が重要である旨の話があり、これに対しA校長は、「そこからいきましょう。」などと話していた（〔証拠省略〕）。

（セ）PTAとの関係について

A校長は、平成14年5月13日夜に行われたPTA厚生体育委員会には出席していない。同委員会の要望に対し、同月21日「ほぼすべての項目について実現が難しい」旨回答したところ、PTA役員からは特別な反論もなく、「例年通り協力していきます。」という発言もあった。（〔証拠省略〕）

（ソ）A校長の異動について

被告市教委は、平成14年11月下旬、A校長がうつ病で通院・投薬治療中であり、また自宅から無理なく通勤できる地域の学校への転任を希望していることを被告県教委に報告した。

人事異動については、本人の意向を確認した上で被告市教委から被告県教委に要望し、検討が進められていた。([証拠省略])

(夕) E教頭の復帰について

平成15年6月16日の尾道市議会総務委員会におけるG教育課長の答弁内容は、要旨、教師側からの発言の意図がE教頭の体を思いやる気持ちにあったとしても、その発言自体は厳しく響いているとのものであって、何ら両報告書の内容に矛盾しない。

また、E教頭の復帰に関する教職員らの発言内容は、たまたまその場に立ち会ったFに対する聞き取り調査の結果を主たる資料として認定しているところ、同人は学校外の者として第三者の立場にあり、その発言内容の信用性は極めて高い。

(3) 争点(3)(本件転任処分 A、B による不法行為の成否)について

(原告らの主張)

被告県教委は、原告X1については配置転換すべき理由も必要性もなかったにも関わらず、原告組合尾道支区の役員であった原告X1にA校長の自死を招いた責任があり、その責任を取らせたいものと仮装する目的で不当な人事異動を行った。

このような仮装を行ったのは、原告組合の組合活動(通常行っている活動全般)を阻害しようとする意図であった。

また、本件転任処分 A については、このような人事異動の対象となれば、周囲からは、あたかもA校長事件の原因を作ったように誤認されることは必至であり、本件転任処分 A は、かかる不利益を伴うものであった。かかる処分は裁量権を逸脱するものであって許されない。

さらに、本件転任処分 B については、被告県教委は近時、「短期間での配置換えは、原則として行わない」との人事異動方針を示していたところであり([証拠省略])、在籍わずか1年間での異動は特段の理由がなければあり得ないが、原告X1についてそのような特段の理由はない。原告X1を非難していたのは、原告X1がa小から転任してきた教員であり、原告組合の役員であったことから個人的に原告X1を嫌悪した特定の退職校長のみであって、その非難もおよそ建設的なものではなく、現に大多数の保護者はこの非難に同調しなかった。少なくとも2学期以降は、保護者から原告X1に関する苦情が出たことはないし、また原告X1に対し校長や教頭から特段の注意や指導がなされたこともない。本件転任処分 B は、原告X1が本件訴えを提起したことに対する報復に他ならず、かかる処分は裁量権を逸脱するものであって許されない。

このような本件各転任処分は、被告県教委による不当労働行為に当たる。

(被告県らの主張)

ア 本件転任処分 A について

A校長事件は、連日全国に報道され、一躍社会問題となった。「学校運営に苦悩」「教職員と信頼築けず」等の報道が多数なされた結果、a小の教職員がどのように主張しようとも、A校長事件の背景の一つとして、同校に学校運営上の課題があったと一般には認識されるであろうこと、そし

て同校の教職員に対する批判が日増しに強まるであろうことは、容易に予測された。

被告県教委は、同校の教職員の構成をそのまま維持するときは、地域住民等から強い反発や不信の声が上がるなどして、新年度からの正常な学校運営が困難に陥り、さらに、児童をそうした混乱に巻き込んで、公教育を阻害する深刻な状況に立ち至ることは避けられないことから、かかる事態の正常化を図り、公教育に対する信頼を回復するためには、これら教職員の大幅な人事刷新を行う必要があると判断し、この時期ちょうど定期異動の作業の終盤に差しかかっていたことから、この機会をとらえて、本件転任処分 A を行ったものである。

本件転任処分 A にあつては、被告県教委は、県費負担教職員たる教員 28 名のうち、在職期間 1 年の者は異動させないこととし、在職期間 2 年以上の者について、在職期間の短い者ばかりが残らないようバランスを取りながら、異動対象者 12 名を選定した。原告X1については、同人が原告組合尾道支区執行委員長を務めていたことから、同人を残留させたときは、地域住民等からの反発等が同人に集中することは必至であると考え、このことによる学校運営や児童の学習活動への影響が特に大きいと考えられたことから異動対象者としたものである。また、かねてA校長は、原告X1のほか数名の名前を挙げて、異動させてもらいたい旨要望していた。

本件転任処分 A による異動対象者の異動先については、基本的に、同じ尾道市立小学校とした(9名)が、通勤可能な三原市立、府中市立又は福山市立の各小学校(3名)とした者もいる。原告X1の異動先をc小としたのは、同校が尾道市立小学校 20 校のうちa小に次ぐ 3 番目の大規模校であり、a小から離れた感のあることから、同校であれば上記の影響を吸収しやすいと判断したためである。

以上のとおり、本件転任処分 A は、県費負担教職員の転任人事に関する権限を有する(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)23条、37条、40条)被告県教委が、その有する自由裁量権に基づき、平成 15 年度広島県公立小・中学校教職員人事取扱要領(以下「平成 15 年度要領」という。〔証拠省略〕)に従って、教育基本法の目的とする教育を阻害する状況を打開するために必要な処分として行ったものであつて、その判断に裁量権の濫用はない。また、本件転任処分 A は原告X1らの身分、給与、勤務場所、勤務内容等において何らの不利益をもたらすものではないから、この点においても、本件転任処分 A について裁量権の濫用があるということとはできない。

イ 本件転任処分 B について

原告X1については、c小の保護者から、指導力不足を主な内容とするクレームが相次ぎ、平成 15 年 10 月 24 日に同校で行われた公開研究会においても、原告X1の授業について「児童に対する指示が不明確」等の評価がなされていた。また、保護者からは、A校長事件に関し、原告X1がテレビ等のマスコミに何度も出演して被告県教委等を批判する発言を行うなどの突出した言動を受けて、担任する学級の指導以外の活動を重視して学級経営をおろそかにするのではないかと不安や不満の声が聞かれたため、原告X1をc小にそのまま勤務させたときは、保護者からの強い不満が噴出して、学校教育に重大な悪影響が生じかねない事態となっていた。

平成 15 年度末人事異動作業の過程で、原告X1についてのc小学校長及び被告市教委の意

見は、「転任を適当と認める」というものであった。その理由は、学級経営がうまくいかなかったこと、授業のレベルが保護者に不安を抱かせるようなものであったこと、原告X1に関する保護者の不安が高まっていて、臨時の学級懇談会を開いて沈静化を図るという事態に至っていたこと、原告X1が授業や学級経営に専念できない理由の一つに、尾道市での様々なしがらみがあったこと等である。

これを受けた被告県教委は、保護者らの懸念を取り払い、原告X1の職能成長を促すためには、異動によって同人に心機一転を図らせる以外にないと考え、本件転任処分Bを行ったものである。本件転任処分Bによる原告X1の異動先については、同人の同一市町村在職期間が15年を超えることとなることから、尾道市以外の市町村立小学校であって通勤可能なe市立d小学校を選定したものである。

以上のとおり、本件転任処分Bは、被告県教委が、その有する裁量権の範囲内で、平成16年度広島県公立小・中学校教職員人事取扱要領(以下「平成16年度要領」という。〔証拠省略〕)及び人事異動方針〔証拠省略〕に従って行ったものであって、何ら違法性はない。

(4) 争点(4)(損害)について

(原告らの主張)

ア 原告組合の損害

原告組合は、前述のとおり、両報告書により、A校長の自死があたかも自らの分会組織(a小学校分会)の組織活動による結果であるとの虚偽の報告書を作成され、これをマスコミを通じて広く喧伝されたため、県民に対し、原告組合が違法な活動を行っているとのあらぬ疑いを持たれて名誉をひどく毀損されただけでなく、嫌がらせや脅迫行為を受けるなどして教職員組合としての信頼を失った。

イ 原告X1の損害

原告X1は、A校長の在職時、a小の教職員であったところ、両報告書により、A校長の自死が教職員らの同校長に対する前記対応が原因であるとの虚偽の報告がなされ、これが公表され、これをマスコミを通じて広く喧伝されたため、県民において、同原告が報告書記裁の対応をA校長に対して行い、これが原因でA校長が自死したとの疑いを持たれて名誉をひどく毀損されただけでなく、これを理由とした意に反する転勤を強行され精神的打撃を受けた。加えて、マスコミを通じて虚偽報告を喧伝されたことで、教師としての信頼を失ったばかりか、嫌がらせや脅迫行為を受けるなどして多大な精神的打撃を受けている。

ウ 損害額

被告らの行為によって原告両名が受けた損害は、原告両名につき、それぞれ慰謝料300万円、弁護士費用50万円の各計350万円である。

(被告らの主張)

原告らの損害に関する主張は争う。

第3 当裁判所の判断

1 前記争いのない事実、〔証拠省略〕によれば、次の事実が認められる。

(1) 両報告書の内容

ア 県報告書（〔証拠省略〕）

県報告書は、まず被告県教委による民間人校長採用制度の運用状況及びその改善点を述べ、次に報告書作成に当たっての被告県教委による調査状況及び調査の結果判明したa小におけるA校長の状況を述べた上、A校長事件の背景と要因及びそれを踏まえた今後の取組について記載している。

県報告書作成に当たっての調査状況としては、a小から関係書類の提出を求め、被告市教委から事情の聞き取りを行った上、被告市教委と合同でa小の教職員らから聞き取りを行ったとした。調査された事項として、a小の状況、校長に対する被告県教委及び被告市教委の支援状況、A校長の学校運営への取組状況、a小の学校運営上の課題、A校長の勤務の状況、並びに事件当日のA校長の様子について、被告県教委が調査の結果判明したとする事実を記載している。学校運営上の課題として、校務運営、PTAとの関係、外部団体との関係を挙げ、校務運営面について、児童転出に伴う学級減、運動会の運営、長期休業中の普通研修、勤務評定、指導方法工夫改善加配の運用、卒業式のしおりの年号表記及びE教頭の復帰に関することについて記載し、PTAとの関係について、運動会の運営及びうさぎ殺害事件後の対応について記載した。

そして、自死の原因を断定することは困難であるとした上で、A校長が残したメモに記載された、校長として自分が思い描きまた周囲が期待したような学校運営ができなかった状況を招いた背景・要因にはいくつかのことが考えられるとして、A校長の思いと学校の現実との間にずれがあった、A校長の学校運営に対する被告県教委・被告市教委の支援が十分でなかった、a小学校に学校運営上の課題があった、との3点を指摘した。その内容は要旨以下のとおりである。

(ア) A校長の思いと学校の現実との間にずれがあったこと

A校長は、採用選考の時から、校長として学校経営に当たることに意欲的であったが、採用当初から、学校教育に関する専門知識の不足、教職員等との関係などの不安や悩みを抱え、学校運営に対してなじめない思いを持っていた。

A校長は、民間人校長に応募した時から、家から通え、小規模で難しくない学校を希望していた。被告県教委としては、勤務環境が大きく異なる民間からの採用に当たっては、本人の思いや生活環境を丁寧に聴取するとともに、人事配置の考え方について本人の十分な理解を得るべきであったが、これが不十分であった。また、a小への配置に際しては、その学校運営上の課題を十分に把握し、配置に先立ってこれをA校長に伝えることが必要であったが、不十分であった。

(イ) A校長の学校運営に対する被告県教委・被告市教委の支援が十分でなかったこと

民間人校長に対しては、初めて教育界に入り、学校運営の現状や課題に対する知識が乏しいことから、被告県教委・被告市教委において、校長や学校の様子を観察し、必要に応じ職員を派遣して校長の相談に応じるなどの支援が必要であり、a小が是正指導上の課題を抱えている状況にあって、しかも職員団体が民間人校長の任用に反対していたこと等からすれば、この必要性は特に高かったが、不十分であった。

なかでも、2回にわたって教頭が不在になったときの支援は不十分であったし、特に、2月にD

教頭が病休により不在となったことについては、1年の間に二人の教頭が病気で入院となったとの状況を重く受け止め、より具体的に公務運営の状況を把握し、学校運営に対する支援を行うことが必要であった。

(ウ) a小に学校運営上の課題があったこと

a小においては、校務分掌の原案を職員団体の学校分会が作成して校長に提案してきたり、校長自身が様々な議題を職員会議で提案し職員の了解を得ないと学校運営が難しいなど、校長権限が制約され、校長のリーダーシップが発揮しにくい状況にあり、また、企画運営委員会や主任制が十分機能しないなど組織上の課題があった。これらはいずれも、平成10年の文部省是正指導において指摘された事項であって、被告県教委・被告市教委においては、このような状況を把握して適切な指導をすべきであった。

また、適切な校務運営組織が整備されていなかったことから、学校としての意思決定に当たり、校長の提案に対し一部の教職員から様々な対立的な意見が出され、校長が苦慮しなければならない状況があった。一部の教職員は、運動会における国旗・国家の指導、卒業式のしおりにおける元号の表記等について、被告市教委や校長の指示に最終的には従うものの、校長が公務運営に慣れずに、特に教頭不在の中で困った様子であるにもかかわらず、校長の提案や指導に対して質問を繰り返したり、異議を申し立てるなどの行為がみられ、教職員が学校目標の実現に向け、校長を中心として一丸となって取り組む体制となっておらず、校務運営に協力する姿勢に乏しかったことから、A校長は、校務運営に相当苦悩していたことがうかがわれる。

イ 市報告書〔証拠省略〕

市報告書は、まず被告市教委によるA校長事件の調査状況について述べ、次にa小の学校運営体制等の状況、a小やA校長への支援の状況、校長権限行使に関してのA校長の悩みや相談事項及びA校長の勤務と健康状況について順次述べたうえ、A校長事件の背景と要因、今後の課題への取組について述べている。

被告市教委による調査の状況としては、被告県教委と共同でa小の教職員の聞き取りを行ったほか、被告市教委において独自にPTA関係者等の聞き取りを行ったとした。

A校長の悩みや相談事項としては、児童転出、生徒指導研究推進校、E教頭入院後の校務運営、運動会の運営、勤務評定、うさぎ殺害事件、学校施設の使用許可、a小学校教育研究会、卒業証書授与式、D教頭入院後の校務運営、指導方法工夫改善の実績報告、学校評価システム・人事評価制度の試行及び研修並びにE教頭の再病休について記載した。また、A校長の勤務と健康状況等については、学校からの報告文書等の状況、A校長の勤務の状況及び健康状況について記載した。

A校長事件の原因については、これを断定することは困難であるとした上で、同事件の背景と要因については、次のようなことがあると考えられるとして、① a小において校長権限が制約されており、また校長を中心とする学校運営組織が確立されていなかったこと、② 教頭が不在になったときの支援体制の不備、③ PTAと学校の関係に課題があったこと、との3点を指摘した。その内容は、要旨以下のとおりである。

(ア) a小に関すること

a小においては、A校長の方針がそのまま受け入れられないなど、校長権限が制約を受けていて、教職員の協力する姿勢も十分とはいえなかった。運動会での国旗・国歌の実施や卒業証書授与式での年号表記等について、わからなければ質問するのは当たり前という理由で、校長の意に反する意見を質問の形で繰り返して、A校長を困惑させていたほか、職員団体に加入する教職員で組織する学校分会が校長に人事案を示すなど、是正指導以前の体質が残っていた。

また、a小では、校長を中心として教職員が一丸となって取り組む学校体制とはなっておらず、校長の意思や指示が徹底しにくい状況があった。被告市教委は、このような事態を具体的詳細に把握し、学校運営体制の改善や教職員の意識変革を図るため、A校長に対して指導助言を徹底して行う必要があった。

(イ) 教頭が不在になったときの支援体制の不備

教職経験のないA校長にとって、頼りとなる教頭が1年の間に2度にわたって入院し不在となったことは学校運営に対する不安と心労につながっていったものと考えられるところ、5月には臨時職員の配置と後任教頭の発令を行い、被告市教委の職員も終日、a小を訪れたが、2月にはこれらの措置をとることができず、このことがA校長の不安を助長したものと考えられる。二人の教頭が病気で入院し不在となった状況を重く受け止め、A校長の状況を把握し、被告県教委との十分な連携が必要であった。

(ウ) PTAと学校の関係に問題があったこと

PTAの中には、是正指導以前の学校状況から、学校・教職員に対し強い不信の念を持っている人もおり、A校長はPTAと学校の関係で苦慮することもあった。こうした状況の改善のため、校長を中心とする学校体制を確立し、学校が組織体として機能するとともに、確かな教育実践を行って開かれた学校づくりに努め、保護者や地域から信頼される学校づくりを推進していくことが必要であった。

(2) A校長の在任中及びその前後に起こったこと

ア A校長の採用等について

(ア) 採用と配置

民間人校長の任用の趣旨は、学校の中に優れた資質・力量を持った民間人を校長として任用することで、企業で培われた幅広い社会体験や、組織運営の発想を新たに取り入れ、学校に社会の風を吹き込み、教育のプロである教員の力を存分に発揮させ、学校全体の活力を高めることであった。かかる趣旨から、民間人校長には、学校運営のための柔軟な発想やリーダーシップ、涉外能力や社会の動向に対する洞察力が期待された。

株式会社b銀行からA校長の推薦を受けた被告県教委は、校長としての抱負についてレポートを提出させ、教育長が指名する者で構成される面接委員会が25分程度の個別面接を行い、それらの結果を参考にして教育長が選考を行って、A校長を採用した。

推薦に際して、b銀行は、A校長が上記民間人校長に期待される資質を有し、誠実・勤勉で責任感・規律性・協調性がある長年の銀行在籍を通じバランス感覚や経営マネジメント能力を有

していること、A校長がf郡e町から通勤可能な小学校の勤務を希望しているため配慮を求める旨、それぞれ推薦書に記載した。

A校長は、上記レポートにおいて、「わたしの学校経営」と題し、生徒の笑顔が輝く学校、教職員が生き甲斐を持って働ける学校、保護者や地域から信頼される学校づくりを目指し、明確な目標設定と成果に対する厳正な評価の実施、スピード感とチャレンジ精神を持った学校運営の展開、風通しの良い職場づくりを方針として学校運営を行ってゆきたいことなど述べた。

A校長は、自宅から通勤できる学校であれば民間人校長への就任を受けることになっていたが、A校長に対し赴任先を知らされたのは記者会見の前日であった。

(イ) 研修

A校長の赴任前研修としては、平成14年3月25日に前任校長・教育長との懇談(合計1時間45分)及び幹部職員の講話(予算、人事管理、教育法規、生涯学習の進行、教育改革など合計約3時間)、同月27日に生涯学習センター、同月28日に新任校長候補者及び新任教頭候補者を対象とした学校管理運営に関する研修(合計約2時間半)が、それぞれ行われた。

また、平成14年7月4日、平成14年度第1回新任校長研修として、是正指導、教育関係法規及び学校運営上の課題に関する、半日間にわたる講義、演習、協議及び懇談が行われた。

イ A校長の勤務状況について

(ア) 通勤

A校長は、赴任当初はe町の自宅からa小に通勤していたが、5月下旬ころ、通勤の負担解消のため、e町から尾道市に転居した。

(イ) 勤務時間等

A校長の超過勤務時間は、赴任時の4月が103.3時間、5月が74.1時間、6月が95.2時間と、自死2か月前の平成15年1月まで平均して月76.5時間で、更に二人目の教頭が入院し不在となった災害発生前1か月間では123.5時間となっている。また、勤務日230日のうち、PTAや地域の会合等で退校時刻が遅くなった日は78日あり、113日の休日のうち、学校での業務、子供会や体育協会などの地域行事の参加等に費やした日は43日程度あったと推測される。

仕事の内容としては、人事評価、学校評価及びヒアリングに関する書面の作成などに時間がかかっていた。

また、A校長はPTAの役員会にも出席していたが、a小の創立130周年に当たる平成14年においては、130周年記念行事の実行委員会としてのPTAの会合も頻繁に開かれ、夜11時や12時までかかることも多かった。

ウ A校長に関連する事実及びA校長の体調・言動等

(ア) 平成14年4月ころ

a 3月29日、A校長は、初対面のE教頭に対し、「私はだまされた。」、「教育界に来るんじゃないかった。」、「こんな大きな学校に、何にも知らない尾道に。」等と語った。

b A校長は、着任当初、学校運営のことについて、用語等が全く分からない状況にあった。

c a小においては、教職員が担当する学年・学級などの校務分掌について、教職員らが意見

を集約して校長に提案するのが通例となっていて、A校長に対してもこの提案が行われた。

d 4月2日、平成14年度の新6年生のうち1名が転出することが分かった。この転出によって6年生の4学級が1学級減ずることとなり、クラス分けや時間割をやり直す必要が生じた上、臨時採用教員も2名が辞めなければならないこととなった。この学級減は制度上やむを得ないことであったが、A校長は教職員に対し、「自分の責任だ。」、「第一の試練だ。」等と話していた。

e 4月から、被告市教委が導入した教育改革のため、a小では、シラバスの作成や週案による授業時間数の管理等、これまでになかった業務の負担が増加していて、4月中旬ころには、教職員もA校長も、連日残業をする状態であった。シラバス等の作成について、a小の教職員は、A校長に対し、前年度行われていなかった新しい計画を行うということについて、質問や意見を述べることがあったが、これに対し、内容を理解していないA校長が答えに窮するということがあった。

またこのころA校長は、教委から届く通知文等を、E教頭から説明を受けて処理するのに精一杯という状況であった。同時に、この説明のため、E教頭の業務の負担も増大していて、残業を強いられていた。

f 年度当初、A校長があいさつをしても返事をしない教職員が数名いたが、2学期ころには解消されていた。また、A校長が赴任してから、教職員は、校長に対する言葉遣いが丁寧になっていた。

(イ) 平成14年5月

a 5月10日、a小でA校長の補佐に当たっていたE教頭が、脳出血で入院した。

この事態に対応するため、被告市教委は、指導係長及び管理主事をa小に毎日派遣するとともに、教務主任の時間数を軽減して校長の補佐に当たらせるため、被告県教委から5月14日付けで教職員の加配措置を受けた。

またa小の教職員らも、鍵閉めなど校長業務以外の仕事をすることでA校長の手助けをしようとしていた。

b 5月13日、A校長は体調不良から病院を受診したところ、うつ状態との診断を受け、1か月の療養を要する指の診断書を受け取った。A校長は、この診断書を持って被告市教委を訪れ、診断書を提示して休暇を取ることを申し入れたが、被告市教委職員らに説得されて休暇を取ることを断念した。

その後a小に戻ったA校長は、同日の暮会で、教職員に対し、涙ながらに、皆さんよろしくお願ひしますと述べた。

c 5月17日に被告県教委によるA校長からの聞き取り調査が行われた。この際、A校長は、職員会議で提案したことが教職員から打ち返されてしまうこと、教頭が倒れて非常に痛く先のことや心配であること、教務主任は管理的な仕事はできないしすべてを相談することはできないが、教務主任の時間数軽減の措置は有り難いこと、5月13日に病院を受診し「うつ状態」との診断を受けたこと、民間人校長として地域の期待も大きい校長としての児童への愛情や自信・気力がなくなっていくことが心配であること、被告市教委の協力は有り難いが事務的なことが中心で、管理面で教育法規的なことは相談できる市内の校長からアドバイスをもらっていること、PTAは非常

に学校に協力的で一生懸命にやってくれるが、学校に対する要望も強いこと、月に 3、4 回ある PTA の会合に出席し最後まで付き合うと終電に間に合わなくなること等を述べた。

d 5 月 7 日、運動会について、A 校長が、国旗掲揚・国歌斉唱について前年度と異なる取扱いをする旨述べた際、複数の教職員から、外国の旗も掲げるのか、外国籍の児童に配慮が必要だ等、国旗掲揚・国歌斉唱に反対する趣旨の発言があり、非常に強い口調で意見が述べられるなどしたが、これに対し、A 校長は困惑し、うまく説明することができなかった。5 月 13 日の職員会議においても、A 校長が運動会で国旗掲揚をする旨述べると、どうして揚げないといけないのか、日の丸を校長はどう思っているのか等、国旗掲揚に反対する趣旨の意見が出た。教職員とのやりとりは 10 分程度続いたが、最終的には、A 校長の提案どおり、国旗掲揚・国歌斉唱を行うこととなった。

運動会のプログラムについては、国旗掲揚など開会式次第を入れるよう教委から指導がなされていたところ、印刷されたプログラムにはこれが入っていなかった。A 校長は一旦、開会式次第の入っていないプログラムの印刷を了承したが、やはり印刷を待つようにと担当の教職員に伝えていた。しかし、プログラムはそのまま印刷された。この件については、A 校長から相談を受けた被告市教委の担当者が、今年は仕方ないが来年度からは式次第を入れるよう述べたため、プログラムはそのまま発送された。このころ A 校長は、プログラムに開会式次第を入れる件がうまくいかないと、前 a 小校長の H に相談している。

また運動会については、PTA から入退場門の位置の変更や児童にゼッケンを付けさせることなど、多数の申入れがあり、さらに、PTA 役員からは、聞き入れられないなら学校行事に協力しないとされた。

同月 26 日に運動会が実施され、同月 29 日の暮会での運動会の反省会では、来年度は開会式の式次第をプログラムに印刷するよう A 校長が話した。これに対し、一部の教職員からは、どうして入れなければならないのか、他の学校は他の学校である、と反対意見が述べられた。そのやりとり自体は 1、2 分間であったが、強い口調で言われた A 校長は体が震えていた。

e 5 月 21 日、被告県教委及び尾三教育事務所による A 校長を 5 月 13 日に診察した医師及び A 校長本人からの聞き取りが行われた。

医師の意見は、現在 A 校長は投薬により経過観察中で、長期見通しとしては、適応能力に問題があるわけではないので、今の段階を乗り越れば何とかなるであろう、本人には 1 か月程度の休職を勧めたが、休めない状況とすれば負荷の軽減を極力図ることが必要である、今後の対応は経過次第であるが A 校長の気持ちが空回りすることのないよう気を付けてもらいたい、とのことであった。

A 校長は、要旨以下のとおりに話した。勤務場所が尾道とは思っておらず、通勤による負担が大きいため尾道に住むよう手配した。a 小は突出したことはしないという雰囲気があり、新規に来た元気の良い人でも個性がなくなってしまう。今年から行うこととなった運動会の国旗掲揚について、教員からどうしてという質問が出されるなどするがうまく回答できず、また掲揚の進行もなかなか決まらない。学校では初めて聞く話も多く、組合対策も民間ではなかったレベルの話がある。自分は

4月中旬までは元気であったが、組合や教員とこんな話をしにa小に来たのではないという思いがあり、嫌気がさしたところに教頭が倒れ、気持ちが落ち込んでしまった。辞めてしまうのが一番簡単だし、妻も休めばいいと言うが、公的な立場にあり身勝手なことではできないと思っている。

この聴取の際のA校長の様子は、時折笑顔も見せるものの、言葉に力強さがなく、苦しいであった。

f 5月28日、E教頭の後任のD教頭がa小に着任したが、着任直後から、A校長はD教頭と毎日6、7時間にわたって会話をしていた。相談の内容は、学校の会計や教委とやりとりする通知文の説明等であった。

(ウ) 平成14年6月から8月

a このころ、A校長は、a小の「学校運営に係る校長自己診断票(公立小・中学校用)」(〔証拠省略])を提出したが、この自己診断票において、「教職員が一方的に主張を繰り返し、職員会議が混乱したり延長を余儀なくされるようなことはない。」「運営委員会・企画委員会等を設置・活用し、円滑に運営している。」「主任制が機能し、円滑かつ組織的な学校運営ができています。」「主任手当抛出の問題性について、教職員が十分理解していると思われる。」及び「小・中学校教育研究会の活動に、積極的に参加させている。」の項目について、「2 一部課題がある」に丸印を付し、さらに「主任制が機能し、円滑かつ組織的な学校運営ができています」及び「主任手当抛出の問題性について、教職員が十分理解していると思われる」の項目については、課題への今後の取組として、手書きで「企画運営委員会、職員会議が十分に機能しておらず、今後、企画運営委員会細則、職員会議運営細則に基づいた校務運営に注力する。」「主任の責務と責任に応じた対価としての手当である旨の主旨を徹底し、機会指導を強化する。」と記載した。

b A校長は、8月に病院を受診し、うつ病との診断を受け治療を受けているとD教頭に述べた。

(エ) 平成14年9月

a 2学期になり、A校長は、毎朝校門で児童にあいさつをするようになった。このあいさつには他の教職員は参加しなかったが、校門でのあいさつは校長が一人で行うのが他の学校でも通例であった。

b 9月の初めころ、勤務評定について教職員とA校長及びD教頭との間で話合いが持たれた。A校長は、D教頭から、絶対に話合いを持ってはいけないと言われていた。話合いは10分程度で終わり、教職員からは、校長は授業を見ていないのに、適正に評価できますか等の意見が述べられた。これに対しA校長は、できる限り授業を見て評価したいと答えた。

c 9月26日、A校長はa小の修学旅行に参加し、一泊二日の間とても楽しかったと述べていた。

d 9月ころから10月にうさぎ事件が起こるまで、A校長は精神的に安定した様子であった。

(オ) 平成14年10月

a 10月1日、A校長を含む平成14年度採用の民間人校長3名に対し、地方公務員法22条に基づく正式採用の通知が行われ、その席で、学校運営の状況等について被告県教委からの指

導助言が行われた。

この席で、A校長は、他の2名の校長に比べ話は少なかつたものの、メモを熱心にとったり、他の2名の校長に教職員の指導方法を質問するなど前向きな姿勢であり、また顔つきも明るくなり、落ち着いた雰囲気であった。またA校長は、D教頭はよくやってくれている等話していた。

b 10月26日早朝、a小で飼育されていたうさぎ18羽のうち17羽が殺されるという事件があった。同月29日からマスコミによる取材が殺到し、児童の安全への配慮から集団での一斉集団下校が開始された。一斉集団下校について、児童に対する個人指導が行き届かないなどの問題も生じてきたため、A校長は、約1か月ほどで一斉下校の一時終了をPTAに提案した。これに対し、PTAは実行委員会では特に反対しなかつたものの、総会において打切りに反対し、一斉下校は打切りではなく縮小されることとなった。

(カ) 平成14年11月、12月

a このころ、A校長の病状は悪化し、薬の量が増えていた。

b 11月3日、a小の児童の一人が病気で死亡し、その通夜・葬儀に教職員も参加した。教職員の参加については、当初は年休となっていたが、教職員から不満の声が出たため、A校長が被告市教委に確認した。被告市教委の方針で、児童を引率する者以外については年休とすることとなった。

c A校長は、11月ころ提出した人事調書に、家庭の事情もあつて、自宅近くへ戻りたいこと、うつ病で通院中であることを理由に、転任希望の記載をした。これを受けた被告市教委は、A校長から事情を聞いたところ、A校長は、hクリニックに通院し、うつ病と診断され、8月より薬を続けて服用している旨述べた。

これを受け、被告市教委は、同月下旬、A校長がうつ病で通院・投薬治療中であり、また自宅から無理なく通勤できる地域の学校への転任を希望していることを被告県教委に報告した。

d 12月ころ、PTAからI教諭の担任を変えるよう、A校長に対し要望がなされた。このとき、PTAの役員から「校長、教頭に鉄槌を食らわす。」等の発言があった。

(キ) 平成15年1月から3月

a A校長は、1月23日及び2月20日に行われた人事異動に関する校長ヒアリングにおいて、自分自身の指導力の向上を図らないといけないとしながらも、a小の課題として、「職員が校務運営の足を引っ張る、4月から状況が良くなったとは思わない。」と述べ、校務運営に特に協力的でない、原告X1を含む職員数名の異動を希望した。

b 2月14日、D教頭が心筋梗塞で入院した。A校長は、1年に二人も教頭が入院するのは自分のせいだと教職員に述べていて、落ち込んだ様子であった。A校長は、被告市教委と対応を協議したが、その際、教頭がいないので学校運営に不安を持っていて、保護者からも立て直すように要望があつた旨述べた。

被告市教委は、A校長の支援のため、2月17日から1日2、3時間程度、職員がa小を訪問し、A校長からの相談を受けることとした。その際のA校長の相談内容は、被告市教委への提出文書の記載方法、通知文書の趣旨・内容、校長としての在り方、次年度の教育計画作成、卒業証書授

与式、学校評価システムや人事評価制度等であり、職員や PTA への対応の仕方についての悩み等は出されなかった。

c 2月26日、A校長は、平成14年度のTTの授業実績報告書を被告市教委に提出した。3月6日、この報告に問題があるとの被告市教委からの指摘を受けたため、実態調査が行われた。A校長は、書類作成のために夜遅くまで作業を行った。この実態調査の後、3月11日には被告県教委の調査がなされることとなり、A校長は、この調査を非常に気にしていた。a小のTTに関し関係書類を精査したところ、実際にTTが行われていないなどの記録上の不整合が見つかった。

d 卒業式のしおりについて、教育委員会から式次第中に「国歌斉唱」と記載するよう指示があった。このしおりの作成は教頭の業務であったが、入院中の教頭に代わり、卒業式の担当である生活部のJ教諭、K教諭及び原告X1で作成することになった。「国歌斉唱」の記載及び年号の表記について、教職員からA校長の案に対し強い口調で反対意見が出されたが、最終的にはA校長の案どおりの表記でしおりが作成された。

e 3月7日、a小において、尾道市立g小学校のF校長を講師として、平成15年度から被告県教委が導入した新たな人事評価制度についての研修が行われた。

研修は時間通りに始まらず、A校長はこのことについて「先生の学校は、きちんと始まるんでしょうね。いつもこうなんです。」と述べた。講話後の質疑応答で、A校長は学校教育目標と経営目標の違いについて質問した。

研修会の後、A校長は、病休中のE教頭が3月11日の朝7時30分に、a小にあいさつに来る旨、教職員に告げた。これに対し、立ち上がった複数の教職員からは、教頭が来るのが早朝であること等を理由に、「何でそんなに早く来るんですか」、「そんな時間に私たちは学校に来てないでしょう」、「来させないでください」などと、E教頭が来ることに否定的な意見が矢継ぎ早に述べられた。

その後、校長室で、講師、A校長及び教務主任の3名が話した際には、講師から、a小においては教職員の意識改革が重要である旨の話があり、これに対しA校長は、「ここからいきましょう。」などと話していた。

f 2、3月ころ、被告県教委からA校長に対し、A校長が希望していた自宅から通勤できる小規模校への転勤について、一定の成果を上げる必要があるので、1年間だけでは異動できないのではないかとの一応の見通しが示されたが、被告市教委としては転勤も検討していた。

g A校長の遺書には、「能力のないものが校長となって、多くの人に迷惑をかけることになり、申し訳ない。」旨記載されていた。

(ク) 妻の認識

A校長事件に関するA校長の妻の認識は以下のとおりであった。

a せめて勤務先を家から通えるところにしてほしいと異動を申し出たが、民間出身の校長だからもう1年はやってほしいと断られた。このショックが大きかった。

2月にD教頭が入院した際、一応は教育委員会から2、3時間手伝いに来られたが、ほとんど役に立たず、全て一人で背負ってしまった。このような状況で一度も経験のない卒業式をやれという

のは余りに酷である。

教育委員会は血も涙もない鬼だ、死ぬまで働けということだねと、A校長は言っていた。私もそう思う。

b 職場での人間関係はよくなかった。着任してすぐ、教師から、どうして自分たちは民間からの校長を受け入れることになったのか(必要があるのか)と言われた。こちらからあいさつしても教職員から返事が返ってこない。

話合いで決まったことを教頭がまとめて教職員に配ると、気に入らない部分が赤線で消されて戻ってきた。

運動会で、国旗掲揚の時もみんな反対し、誰一人として手伝ってくれず、校長、教頭でやった。後片付けもA校長が自分でやった。

必要に応じて職員会議を行おうとしても、朝 10 分早く出てくることにも、その 10 分早く帰れるように拒否された。

職員とのコミュニケーションを図ろうと、校長室で個々人と話をするについて、他から見て目立つことはしてほしくないと言われた。

前任の校長時代にされたことの「うみ」が出てきて、いろいろ困っていた。

c 校長会などで、ほとんどの方が親切ではなく、これくらいの事は覚悟の上で校長になったのでしょうと言われた。

(3) 被告らが行った調査の経緯

ア 被告県教委

(ア) 被告県教委は、平成 15 年 3 月 13 日ころ、A校長事件の原因の解明と適正な再発防止策の検討のため、教育長、教育次長、尾三教育事務所長、そのほか被告市教委職員らからなる県調査委員会を設置した。県調査委員会の補佐のため、被告県教委の職員からなる調査班が組織され、その調査事項は、学校内での管理職と教職員の関係、及び校長に対する被告県及び被告市の支援状況などA校長事件に至る経過や背景・要因等のうち、委員長が適宜指示した事項とされた。

(イ) 平成 15 年 3 月 13 日、県調査委員会は、被告市教委のC教育長らからの聞き取り調査を行った。同調査においては、4 月の学級減、生徒指導加配、運動会の運営(国旗掲揚及び PTA に関し)、教頭の病休及び児童の葬儀の際のこと等が聴取された。

同日、県調査委員会は、a小の後任校長らから、事件後の職員の様子や PTA の状況等に関する聞き取りを行うとともに、同校内の視察を行った。

(ウ) 平成 15 年 3 月 16 日、D教頭に対する聞き取り調査が行われた。同調査においては、学級減、運動会(国歌・国旗、PTA との関係)、A校長が子供が嫌いだと言っていたこと、長期休業の普通研修、児童の問題、勤務評定、うさぎ事件、児童の葬儀の際のこと、同年 2 月 12 日にA校長と話したこと等について聴取された。

(エ) 平成 15 年 3 月 25 日、県調査委員会は、a小のL教務主任からの聞き取り調査を行った。同調査においては、学級減、運動会の運営、PTA との関係、うさぎ事件、勤務評定の問題、児童

の葬儀の際のこと、人事評価、卒業式のしおり、TT の調査、加配、教頭の病休、あいさつ運動及び組合委員長である原告X1のこと等が聴取された。

(オ) 平成 15 年 3 月 26 日から 28 日にかけて、県調査委員会及び市調査委員会は、a小の教職員から聞き取り調査を行った。

聞き取り調査前日の平成 15 年 3 月 25 日、原告X1ら原告組合員 3 名が被告市教委を訪れ、聞き取り調査の方法に対する申し入れをした。すなわち、教職員 1 人に対し被告市教委・被告県教委の職員 4 名では、精神的に不安定な状況下で対等に話し合うことができないので、一人での聴取は希望者のみとし、複数人若しくは立会いを許す形で実施してほしい。事情聴取を受けた内容が教委だけでうまく利用され、本人に不利となる可能性が大きいので、情報公開されたい。要望が容れられなければ、我々は闘争を組まなければならない、とのことであった。

聞き取り調査当日の平成 15 年 3 月 26 日にも、原告X1始め 8 名の教職員から同様の申し入れがなされた。その結果、聞き取り調査は録音をし、そのテープを被告市教委が持ち帰るということになり、9 時から予定されていた聞き取り調査は 10 時 10 分から開始された。

(カ) 平成 15 年 3 月 31 日、県調査委員会は、被告市教委のG課長らからの聞き取り調査を行った。同調査においては、A校長が TT の調査が入ることで悩んでいた状況、E・D各教頭の病休、加配、4月の学級減、校長ヒアリングの様子、PTA 役員との協議、130 周年記念行事、職員団体の動きについて聴取された。

(キ) 平成 15 年 4 月 4 日、県調査委員会は、尾三教育事務所のM所長らからの聞き取り調査を行った。TT の実態調査及びE教頭が復職しなかった事情が聴取された。

(ク) 平成 15 年 4 月 15 日、県調査委員会は、A校長の妻からの聞き取り調査を行った。

(ケ) 平成 15 年 4 月 22 日、県調査委員会は、被告市教委からの聞き取り調査を行った。同調査においては、平成 13 年度の校長自己診断書、学校への支援状況、学級減、E教頭入院後の状況、A校長の学校経営、運動会、うさぎ事件、児童の葬儀の際のこと、卒業式のしおり、勤務評定、校務運営組織のこと等が聴取された。

(コ) 平成 15 年 5 月 8 日、県調査委員会は、A校長の妻からの聞き取り調査を行った。

(サ) そのほか県調査委員会が行った聞き取り調査の状況は別紙 2—1、県報告書の作成に用いられた調査結果は別紙 2—2 記載のとおりである。

イ 被告市教委

(ア) 被告市教委は、平成 15 年 3 月 24 日、A校長事件の原因究明のため、C教育長、B次長、N庶務課長、O庶務係長、P学校教育課長、Q指導係長、R主査、S生涯学習課長、T社会教育係長を構成メンバーとする、尾道市立a小学校問題調査委員会(市調査委員会)を設置した。

その調査内容は、校長と教職員の対立の有無、その内容・状況、校長の職務上の悩み等(教育委員会との関係も含む)、教職員・PTA・校長との関係、校長の勤務状況、尾道市教育委員会の支援状況であった。

調査方法は、a小学校教職員、小学校長会、PTA 役員及び保護者への事情聴取並びに各種学校関係書類の突き合わせとされ、平成 15 年 3 月 26 日より年度内に関係者への事情聴取、平

行して同年4月下旬を目途に各種学校関係書類の点検、5月上旬に報告書作成が予定された。

(イ) 平成15年3月26日から28日にかけて行われたa小の教職員に対する聞き取り調査に関しては、前記ア(オ)に同じ。

(ウ) a小の教職員に対する聞き取り調査の記録化は、記録者のメモをもとに、聞き取り当日のうちに作成され、聴取者等による確認作業の後、正式な聴取記録となった。聞き取り調査の録音データは、記録化にはほとんど使用されず、その後録音データは市調査委員会によって削除された。

(エ) 平成15年4月3日、a小PTAU副会長に対する聞き取り調査が行われた。聴取内容は、PTAとA校長との関わりについてであった。

(オ) そのほか被告市教委が行った聞き取り調査の状況は別紙3-1、市報告書の作成に用いられた調査結果は別紙3-2記載のとおりである。

(4) 調査後の経緯

ア 両報告書の公表

平成15年5月9日に行われた、両報告書を公表する記者会見において、被告県教委教育長は、民間人校長の運用や支援、課題把握と指導が不十分であった、教職員から協力が得られないことでA校長は孤立感・無力感を感じたと思う、このような不幸な事態が二度と起きないよう信頼回復に努めたい等と述べた。また同様に、被告市教委教育長は、校長が力を発揮できる状況をつくれなかった、秋の行事で悩んだりしていた、被告市教委としてフォローが必要だった等と述べた。

イ 関係者に対する処分

平成15年5月9日、被告県教委及び被告市教委は、A校長事件に関し、A校長に対する支援が不十分であった等として、県教育長であるV及び市教育長であるCを戒告としたほか、被告県教委の幹部職員4名、被告市教委の幹部職員2名を文書訓告とする懲戒処分を行ったと公表した。

ウ A校長の公務災害認定

平成17年11月9日、地方公務員災害補償基金広島県支部は、A校長の自殺を公務災害と認定した。

(5) 原告X1に関する事実

ア 原告X1は、A校長事件の後、平成15年4月24日から同年12月5日までの間、テレビ等のマスコミに前後6回にわたって出演するなどし、被告県教委及び被告市教委を批判する内容の発言、両報告書の問題点を指摘し批判する内容の発言をした。

イ 平成15年4月から6月にかけて原告X1が学校を休んだのは数度であった。

平成15年6月4日、原告X1は5時間目に不在であったが、代わりに行くはずであった教頭が浄化槽の故障の対応をしなければならなくなったため、児童にはプリントが渡され、できた人から帰ってよいと言われてばらばらに帰宅した。

平成15年6月6日、原告X1は終日不在であったが、児童にまだ学校で習っていないところの

宿題が出されたということがあった。

ウ 平成15年6月18日の授業参観において、授業の始まりと終わりがはっきりしない、ざわつく児童に原告X1が注意をしない、授業の内容が中途半端であるとの問題が指摘され、同日の懇談会で、前記イのような原告X1の不在の状況や上記の授業の様子について不信感を述べる保護者がいた。他方、原告X1は子供の受けが良く、その点を評価する保護者もいた。

エ 平成15年7月9日、前記ウのような保護者の不信感に対応するため、原告X1の担任するクラスの懇談会が行われた。同懇談会においては、保護者から、子供の忘れ物や算数ノートの使い方など、学校生活に関する相談があったほか、原告X1について、以下の要望が出された。すなわち、音読カードの提出方法が分からないなど、低学年なのでもう少し細かいところに気を遣ってほしい。連絡帳に原告X1のサインがない。原告X1が授業を抜けるときは後のケアをしてほしい。原告X1が学校にいないことがあったというのが不安であり、今後もそういうことがあるなら考えてもらいたい。一年生のころよりも学校に忘れ物をするようになったので帰りに原告X1が声を掛けてほしい等であった。これらに対し、原告X1は改善を約束した。

オ 平成15年10月末の研究授業において、原告X1の授業を参観した指導主事から、原告X1の授業について、もう少し統制をとったほうがよいとの指摘がなされた。

カ 平成15年12月26日、c小PTA会長から被告市教委教育長に対し、原告X1が本件訴訟を提起したことに関連して、原告X1は、子供に対してきちんと目を向けると一学期の懇談会で約束したのに、裁判に出頭した際に教室にいる子供達はどうなるのか心配で憤っているという旨の申入れが書面でなされ、c小校長に対しては転勤させてほしいとの意向が示された。

(6) 本件各転任処分に関する事実

ア A校長事件後のa小の様子等

A校長事件の直後から、a小にはマスコミの取材が殺到した。また、a小の教職員らにA校長事件の責任があると非難し、また教職員らに危害を加えることを示唆するような内容の電話や葉書が、a小や教職員の自宅に寄せられた。平成15年6月には、原告組合の本部に2発の銃弾が撃ち込まれ、この銃撃事件の背景にはA校長事件について原告組合を批判する意図があったとの報道がある。

イ 本件転任処分 A

被告県らは、前記アのようなa小の混乱状態を收拾するため、平成15年度の人事異動において、a小の教職員の人事について大幅な刷新を行うこととした。県費負担教職員は校長・教頭のほか28名であったが、在職期間1年の者は異動させないこととし、在職期間2年以上の者について異動が検討され、12名が異動対象となった。12名のうち原告X1を含む9名が尾道市立小学校へ、3名がそれぞれ、通勤可能圏に所在する三原市立小学校、府中市立小学校及び福山市立小学校へ異動することとなった。

原告X1が異動対象者となったのは、当時、原告組合の尾道支区執行委員長であった原告X1が残留すれば、地域住民からの反発や不信の声が集まり、学校運営や児童の学習に悪影響があると予想されたためであった。

また原告X1の異動先がc小となったのは、同校が大規模校であってa小からも離れているため、上記のような悪影響が緩和されると考えられたためであった。

ウ 本件転任処分 B

平成 16 年度の人事異動における原告X1の転任に関し、c小学校長及び被告市教委は、転任を適当と認めるとの意見であった。その理由は、c小で原告X1は10年ぶりに担任を受け持ったが、学級経営がうまくいかなかったこと、原告X1の授業は保護者に不安を抱かせるようなレベルであって、その不安がなかなか解消されないこと、7月の懇談会も原告X1が教室に携帯電話を持ち込んでいるといった苦情が被告市教委に寄せられていたこと、保護者の原告X1に対する不信感が根強かったこと、原告X1が授業や学級経営に専念できない理由の一つに尾道市での様々なしがらみを断ち切れずにいることがあること、とされた。

この意見を受け、被告市教委は、原告X1が平成15年度末で尾道市立小学校に15年在職することとなることもあって、原告X1を、平成16年度広島県公立小・中学校教職員人事取扱要領における「同一校勤務3年未満」で異動を可能とする特例に該当するとし、通勤可能で尾道市以外の市町村に所在するd小へ異動させることとした。

原告X1は、平成16年4月26日、本件転任処分Bが不服であるとして、審査請求を行った。原告X1は、不服の理由として、「前任校までの通勤時間は、居住地と同一市内ということもあり、20分程度だった。しかし、他市への勤務となる今回の異動により、50分程度となってしまう、あまりにも負担が大きい。又、前々任校3年という短い期間の勤務に続いてわずか1年間の勤務のみでの異動というのはあまりに不本意です。地域と地域の人々と教育活動を行うということが、この短期間では難しい。」と記載した。

(7) 人事異動に関する被告県の方針等

ア 平成15年度広島県公立小・中学校教職員人事取扱要領（〔証拠省略〕）

教職員の職能成長を図るなど人材育成を推進するとともに、それぞれが特性や能力を十分に発揮し、組織として機能する学校をつくることによって活力ある広島県の教育を実現するため、全県的な視野に立って適材を適所に配置し、広域にわたる人事異動を積極的に推進する。

同一市町村のみで異動してきた者については、積極的に市町村間異動を行い、同一市町村に15年以上勤務している者については、多様な経験を積ませ、職能成長を図る等の観点から、各教育事務所は教職員課と協議する中で市町村ごとに目標異動数を定め、他市町村への配置換えを積極的に推進する。

同一校への長期在職者については、多様な経験を積ませ、職能成長を促進するとともに、学校の活性化を図るため、積極的に配置換えする。また、短期間での配置換えは、原則として行わない。同一校勤務10年以上の者は特別の事情のない限り配置換えし、6年以上10年未満の者は、積極的に配置換えする。

同一校勤務3年未満の者は、特別の事情のない限り配置換えしない。健康上の問題など社会通念上特別の配慮を要する個人的事情がある場合、学校の分離等の場合、近親者の同一校勤務を解消する場合及びその他やむを得ない事情があり、人事管理上特別の配慮を要する場合に

は、同一校勤務 3 年未満の者であっても、教職員課長と協議し同意を得た上で異動させることができる。

イ 平成 16 年度広島県公立小・中学校教職員人事取扱要領（〔証拠省略〕）前記アと同旨。

ウ 平成 15 年度広島県公立学校教職員の異動人事方針（〔証拠省略〕）

（ア）人事配置については、全県的な視野に立って適材を適所に配置し、広域にわたる人事異動を推進する。とりわけ、同一市町村に長期間在職する者の他市町村への配置換えを積極的に推進する。

（イ）同一校勤務 10 年以上の者は、特別の事情のない限り配置換えし、6 年以上 10 年未満の者は積極的に配置換えする。短期間での配置換えは、原則として行わない。

エ 平成 16 年度広島県公立学校教職員の異動人事方針（〔証拠省略〕）

前記ウと同旨。

2 争点(1)(被告県教委及び被告市教委の当事者能力の有無)について

教育委員会は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する普通地方公共団体の執行機関であって（地方自治法 180 条の 5 第 1 項 1 号、180 条の 8、地教行法 23 条）、権利能力を有せず、給付訴訟における当事者能力がない。

従って、原告らの、被告県教委及び被告市教委を被告とする訴えは、不適法であって却下を免れない。

3 争点(2)(原告らに対する名誉毀損の成否)について

(1) 行政庁等が行った調査の結果を公表する行為についての違法性判断基準

行政庁等が行った調査の結果を公表する行為は、行政上の制裁ないし強制手段としての趣旨を含まず、法律上の根拠を必要とする権力行為とみることはできないので、法律の明示の根拠を要しない非権力的な事実行為にすぎないと認められるのであるから、その公表行為には必ずしも法律上の根拠を必要としないものと解される。しかし、そのような行為が、公的な調査結果の公表という性質から、通常は大きな社会的影響を有しうると考えられ、また、このような行為が国民に対する団体や個人に関する情報公開としての性質を有していることにかんがみれば、このような行為も、何らの制限を受けないものではなく、社会通念上許容しうる範囲を超える一定の場合には国家賠償法上、違法の評価を受けることとなると解される。

そして、当該公表行為が国家賠償法上違法となるか否かを検討するに当たっては、公表内容の真実性、正当な目的のための相当な手段（方法及び態様）といえるか否かなどの点を総合的に検討して、社会通念上許容しうるか否かを判断すべきである。

(2) 本件報告書の内容

ア 原告らは、本件報告書のうち前記第 2 の 3(2)ア、同イの記載が名誉毀損に当たると主張しているため、まずこれらの真実性について検討する。

前記 1 で認定した事実によれば、a小においては、校務分掌について教職員らが意見を集約し

て校長に提案するのが通例になっていて、これがA校長に対しても行われていたこと、A校長が校務運営等に関し教職員に提案をすると、これに対し、教職員から、時には強い口調で反対意見が述べられるなどして、必ずしもA校長の意向どおりの校務運営がなされていたとはいえないこと、a小においては、年度当初、企画運営委員会がその役割を果たしておらず、また主任制が十分機能する状況にはなく、年度末にあってもこれらの状況が改善されていなかったこと、運動会の国歌・国旗及び卒業式のしおりの取扱いについて、教頭不在の間にも話し合いがなされていて、その話し合いの際にも校長に対し、校長の意見に反対する趣旨の質問をしたり、また反対意見を述べたりしていたことが認められる。

そうすると、原告らが名誉毀損に当たると主張する県報告書の記載(前記第2の3(2)ア)及び市報告書の記載(前記第2の3(2)イ)のうち、事実を摘示する部分は、いずれもその重要な部分は真実であると認められる。

イ 次に、原告らは、① A校長が自死に至った最も直接的かつ重大な要因は、異常なほどの超過勤務による過労と、それに起因するうつ状態について静養するための休暇が認められずに病状を悪化させたことにあるが、両報告書においてはそのことはあえて秘匿され、一切記載されていない、② A校長の採用・研修及び赴任先にかかわる事情、勤務状況にかかわる事情、転任希望にかかわる事情等について、具体的な事実関係を記載していないか、A校長事件との関連を全く示さない扱いで記載していると主張する。

しかしながら、① 両報告書はいずれも、校長の勤務の状況や健康状態として超過勤務の概況や健康状態について記載しているし、平成13年5月13日にA校長からの休養のための休暇申出が認められなかったことも記載しているのであって、原告らの上記主張は当たらない。また、地方公務員災害補償基金広島県支部が認定判断しているとおり、うつ病発症(平成14年5月上旬)以後における職務従事状況が、肉体的過労・精神的ストレスを発生させ、A校長の有する私傷病であるうつ病を自然的経過を超えて著しく増悪させた結果、自死に至ったものと認められる(〔証拠省略])なのであって、両報告書はそうした職務従事状況を中心に記述したもので、その記述は同支部の認定に沿うものであるが、両報告書が公務上の災害であるとの認定となっていないのは時間的制約(同支部が公務上の災害であると認定したのは、公務上災害認定請求をしてから2年4か月後である。)があることや医学的な専門的知見を有しなかったことなどからある程度やむを得ない面があることも否定できないところである。

② また、両報告書の記載内容全体につき検討するに、前記1(2)で認定した事実によれば、A校長事件の背景と要因として注目すべき事由としては、A校長が希望に反し自宅からの通勤が困難な大規模校に配属されたこと、A校長が学校現場の事情に通じないため、またa小におけるA校長赴任前後からの新しい取組のために、事務処理量が多くなり、超過勤務をせざるを得なかったこと、A校長がキャリアを積んだ銀行とは異なり、教職員と校長との関係は上意下達ではなく、教職員から校長に対し厳しい発言がなされたり、校長の提案がすんなりとは受け入れられないことも多かったこと、A校長の補佐を行うべき教頭が1年に2度も入院し不在となったこと、PTA等外部との関係が必ずしも円滑ではなかったこと、被告らにおいては上記の種々の事情にかんがみた

支援をすべきであったのに、これが不足していたこと等があると認められるところ、両報告書の記載は、記載方法は異なるところもあるが、上記のとおり認められる背景と要因をおおむね網羅していて、その記載を全体としてみても、特段教職員らの責任を一方的に強調するものとも認められない。そのことは、両報告書の公表を受けた公表直後の新聞記事は、教職員及び被告らの責任をともに報じていることから認められるところである（〔証拠省略〕）。

③ さらに、両報告書の記述のバランスについて考察するに、A校長の苦悩を最もよく知ると考えられるA校長の妻作成に係る申立て書（〔証拠省略〕）及び調査票（〔証拠省略〕）の記載によれば、A校長が最も苦悩したのは、被告県教委・被告市教委の対応とa小の教職員の対応に関してであることが窺われるところ、両報告書においては、A校長事件の背景と要因として、いずれもこの両者の対応に関して記載しており、A校長の妻の申立ての内容が両報告書に相当程度反映されていることが認められるので、格別両報告書の内容が記述のバランスを著しく欠くとはいえないと考えられる。もっとも市報告書は県報告書に比して被告県教委及び被告市教委の対応の不十分性についての記述が薄いと考えられるが、直ちに違法とされる程度には至らない。また、両報告書においては、平成14年5月13日にA校長が被告市教委を訪れて、うつ状態と記載された診断書を提示したことについてことさらに記載していないものと認められるが、公正・中立性を要請される行政機関としての態度としては疑問があるといわざるをえない（もっともこのことにより直ちに国賠法上の違法を招来するほどの程度には至らない。）。

ウ 以上のとおり、原告らが名誉毀損に当たると主張する記載は、いずれもその重要な部分において真実であると認められ、また両報告書の記載内容についても、それ自体に特段不適切な点又はバランスを著しく欠いた点は認められない。

(3) 本件公表行為の目的

ア 前記1(3)ア、イ認定のとおり、両報告書作成に先立ち結成された県調査委員会及び市調査委員会は、それぞれ、A校長事件の原因の解明と適正な再発防止策の検討（県調査委員会）、A校長事件の原因究明（市調査委員会）を目的としていたと認められる。

イ そして、両報告書は、その冒頭において、A校長事件を重く受け止め、その経過や背景・要因について、調査を行い、その結果を報告するとした上で、その結果得られた民間人校長制度の運用、a小の学校運営体制の状況、学校や校長への支援状況、学校運営に悩みを抱いた背景と要因、今後の課題の取組み等について記しているとしている。

さらに両報告書の内容についてみるに、県報告書は、まず民間人校長採用制度の運用について、一般的運用状況、A校長についての運用状況、他の民間人校長からの意見聴取結果及び制度運用の改善について述べ、次に、a小学校におけるA校長の状況について、調査の状況、a小学校の状況、校長に対する被告県教委・被告市教委の支援、A校長の学校運営への取組、学校運営上の課題（校務運営面として、児童転出に伴う学級減、運動会の運営、長期休業中の普通研修、勤務評定、指導方法工夫改善加配の運用、卒業式のしおりの年号表記、E教頭の復帰に関すること。PTAとの関係について、運動会の運営、うさぎ殺害事件後の対応）、A校長の勤務の状況、A校長事件当日の様子を述べ、A校長が学校運営に悩みを抱いた背景と要因を述べた

上で、調査を踏まえた今後の取組を述べている（〔証拠省略〕）。

市報告書は、調査の状況、a小学校の状況、学校・校長への支援状況について述べた後、A校長が赴任してからの悩みや相談事項（児童転出、生徒指導研究推進校、E教頭入院後の校務運営、運動会の運営、勤務評定、うさぎ殺害事件、学校施設の使用許可、a小学校教育研究会、卒業証書授与式、D教頭入院後の校務運営、指導方法工夫改善の実績報告、学校評価システム・人事評価制度の試行及び研修、E教頭の再病休）、校長の勤務と健康状況等（学校からの報告文書等の状況、校長の勤務の状況、健康状況）について述べた上、A校長が学校運営に悩みを抱いた背景と要因について、a小学校に関する事、教頭が不在になったときの支援体制、PTAと学校に関する事を述べて、今後の取組を述べている（〔証拠省略〕）。

ウ 以上を前提に両報告書の目的について検討するに、まず、調査委員会の設立目的（前記ア）及び両報告書の冒頭の記載（前記イ）及び両報告書全体の記載内容からすれば、両報告書が、A校長事件の原因の解明と適正な再発防止策の検討及びA校長事件が国民の大きな関心事となっている状況下でその調査結果を広く国民に開示して国民の知る権利の要請に応えることを目的としていたことが認められる。

エ そこで、両報告書について、原告らが主張するような、教職員への責任転嫁や原告組合の活動の封じ込めといった目的が併存するか更に検討する。

（ア） 前記(2)に説示したとおり、原告らが名誉毀損に当たると主張する記載はいずれもその重要な部分において真実であると認められ、両報告書の記載内容についてもそれ自体に特段不適切な点又はバランスを著しく欠いた点は認められない。また、両報告書で述べられた前記イの各事項は、地方公務員災害補償基金広島県支部が認定判断しているとおり、うつ病発症（平成 14 年 5 月上旬）以後A校長に肉体的過労・精神的ストレスを発生させ、A校長の有する私傷病であるうつ病を自然的経過を超えて著しく増悪させた結果、自死に至らしめたものと認められるA校長の職務従事状況について記載したものに他ならず、これらの職務従事状況に関する事項を報告書に記載することが、原告らに責任を転嫁し、また原告らに責任転嫁する目的を推認させると認めることはできない。

（イ） 次に、両報告書作成における周辺事情についてみると、〔証拠省略〕によれば、平成 15 年 3 月 13 日に行われたA事件の調査のための被告市教委職員からの聞き取り調査において、被告県教委の職員が「職員に問題がないとなると、校長だけがだめだった、ということになる。」と発言していることが認められ、また、本件公表行為に先立ち、平成 15 年 4 月 15 日、県立学校会議において、被告県教委の教育長は、A校長事件について、学校運営などでA校長と教職員との意見の対立があり、校長から被告市教委に相談がなされていた状況があると述べ、またこれを教訓に是正指導の徹底をと呼び掛けたことがうかがわれる（〔証拠省略〕）。

しかしながら、被告県教委の行ったA校長に対する校長ヒアリング等の中で、A校長が校務運営に協力的でない職員がいることを既に明かしていたし、A校長が自死した直後から教職員に問題があるとの指摘がなされていたことからすれば、上記事情は必ずしも不自然ではないし、両報告書においては被告県教委・被告市教委の対応が不十分であった点についても記載されている

上、被告らは、前記 1(4)イの認定のとおり、両報告書の公表と同時に、被告県教委教育長、被告市教委教育長及び被告県教委・被告市教委の幹部職員について、A校長事件に責任があるとして公に処分を行っているのであって、上記のような事情があったとしても、両報告書の作成が責任転嫁や組合活動の封じ込めにあったと認めるには至らない。

(ウ) 以上のとおり、両報告書の作成、公表について、原告らの主張するような、自死事件の責任を原告らに転嫁し、または是正指導の内容に反対する原告組合の活動を封じ込めるといった目的があったと認めることはできないのであるから、両報告書の作成・公表の目的は、A校長事件の原因の解明と適正な再発防止策の検討及びA校長事件が国民の大きな関心事となっている状況下でその調査結果を広く国民に開示して国民の知る権利の要請に応えることという高い公益性を有する事項に尽きるということができる。

(4) 本件公表行為の方法等

ア 両報告書の作成方法について

(ア) 両報告書は、前記 1(3)ア(サ)及び同イ(オ)で認定したとおり、県調査委員会及び市調査委員会の調査結果に基づき記載されていると認められるところ、前記 1(3)で認定したとおりの調査が行われ、その調査結果を基に記載された両報告について前記(2)のとおり内容の真実性が認められることからすれば、調査自体は十分に尽くされていると認められる。

なお、調査及び両報告書の作成を行った者は、いずれも被告らの職員であって、これにA校長事件と何ら利害関係のない立場の者が含まれていると認めることはできない。両報告書も指摘するとおり、A校長事件の背景に被告らの支援不足があることは疑いないものであるところ、かかる事件の調査をすべて被告らの関係者に当たらせ、上記のような第三者的な立場の者を介在させなかったことは、不適切であったといわなければならない。

(イ) 原告らは、両報告書は、原告らについての不利益な情報の一方的な開示であって、両報告書の公表方法の相当性を検討するに当たっては、手続保障の観点からの適正さがなければならぬが、教職員らに対し行われた事情聴取は、内容の正確性を担保すべき録音テープが消去されたり、また事情聴取の方法も適切でなく、適正さを欠いていると主張する。

〔証拠省略〕によれば、聞き取り調査の際には、A校長が困っていたこと等について概括的に尋ねる質問がなされ、それに対する回答も事情聴取記録に記載されていることや、自ら言いたいことを述べたり、逆に質問を投げかけたりしている教職員もいて、この点も事情聴取記録に記載されていることが認められ、原告らが主張するような、事情聴取に当たって聞きたいことのみ答えさせるような手法がとられたと認めることができないし、聞き取り調査の結果が恣意的に編集されたと認めるべき的確な証拠もない。

なお、教職員の聞き取り調査の結果を録音されたテープが消去されたことは、聞き取り調査の際に教職員から調査委員会に対し調査方法への不信が表明され、そのために教職員と両調査委員会の間で録音が約束されたという経緯からすれば、不適切であったといわざるを得ない。

イ 両報告書の公表方法について

両報告書は、前記第 2 の 1(3)エのとおり、記者会見を行って公表されているところ、〔証拠省略〕

によれば、報告書を公表する記者会見において、被告県教委の教育長が「(教職員がA校長の悩みに気付かなかったことについて)学校の先生ですよね、気付いていただければ…」、「a小には学校が一丸となって取り組む姿勢がなかった。二度とこのような不幸な事態を起こさないよう、全力で諸課題に取り組み、県民の信頼回復に努めたい」と発言したことが認められ、また、〔証拠省略〕によれば、保護者会において、被告市教委の幹部が、「元校長を中心とする学校の運営体制が確立できていなかった。」と発言したことが認められ、原告らは、これらの発言が、両報告書のうち、A校長事件についてのa小の教職員らの非を印象付けようとするものであると主張する。

しかし、前記 1(4)アの認定事実のとおり、被告県教委及び被告市教委の委員長は、記者会見において被告らの責任にも言及して、同記者会見における被告県教委及び被告市教委の発言が、ことさら教職員らの非を印象付けようとするものであったとは認められない。実際、原告らの指摘する新聞記事(〔証拠省略〕)においても、教職員及び被告らの責任が見出しとして併記されていて、このことから、委員長らの発言が教職員らの非を印象付けようとするものではなかったことがうかがわれる。

a小の保護者会においても、〔証拠省略〕によれば、被告市教委の幹部は、被告市教委が適切な指導・助言を怠ったことについても説明したこと、保護者からは被告市教委の支援体制の不備を指摘する声が上がっていたことが認められ、被告市教委幹部の発言が教職員らの非を印象付けようとするものであったとは認められない。原告らの指摘する新聞記事(甲 14)においても、国歌国旗をめぐる対立と支援体制の不備が見出しとして併記されていて、このことから、当該幹部の発言が教職員らの非を印象付けようとするものではなかったことがうかがわれる。

ウ 本件公表行為により生じる利益と不利益及び本件公表行為の必要性

両報告書は、A校長事件の背景に教職員とA校長の関係があるものと指摘しているから、その限度において、教職員らについて一定の不利益があり、さらに、a小における教職員の原告組合への加入率にかんがみれば、原告組合についても一定限度この不利益が及ぶものと認められる。

しかしながら、両報告書は、ひとり原告組合のみにA校長事件の責任があるとするものではなく、また原告組合の組合員を特定してその責任を指摘するものでもない。本件公表行為が、前記(3)のとおり、A校長事件という学校内で校長が自ら縊死するという衝撃的な事件についての原因を究明し、その再発を防止するとともに、国民の知る権利の要請に応えるという非常に高い公益目的を有していること、またA校長事件の直後から、前記 1(6)アで認定したように、教職員にA校長の責任があるかのような非難や、教職員に危害を加えんとする電話や葉書がa小に寄せられる状況にあり、A校長事件の背景として教職員との関係と並んで被告らの支援不足等があったことを指摘する両報告書の公表はむしろ望ましいとも考えられることからすれば、本件公表行為による利益は、これによる不利益をはるかに優越するし、本件公表行為の必要性は高いものであったといえる。

(5) 小括

以上述べたように、本件公表行為については、その公表方法(両報告書作成のための調査過

程)において、調査に第三者を介在させず、またa小の教職員らからの聞き取り調査の際の録音を消去した等の不適切な点はあるが、その両報告書の内容は重要な部分において真実性を有していて、記載の体裁に不適切な点又はバランスを著しく欠いた点はなく、その目的は高い公益性を有し、公表により得られる利益は生じる不利益をはるかに優越していて公表の必要性は高かったと認めることができるのであるから、正当な目的のための相当な手段(方法及び態様)が採られたものといえることができる。したがって、本件公表行為をもって、国家賠償法上違法であると評価することはできず、そのほか本件公表行為について不適切であって国家賠償法上違法と評価される点があるとは認められない。

4 争点(3)(本件転任処分 A、B による不法行為の成否)について

(1) 本件各転任処分の適法性

県費負担教職員の転任は、その任命権を有する被告県教委が、裁量権の範囲内においてこれを行い得るものと解される(地教行法 23 条 3 号、37 条、40 条)。

そこで、本件転任処分 A、B について、この裁量権の逸脱があるか否かを検討する。

ア 本件転任処分 A

前記 1(6)で認定したとおり、本件転任処分 A の目的は、A校長事件後のa小の混乱状態を収拾するためであり、またその異動の対象者は、県費負担教職員 28 名のうち在職期間 2 年以上の者から選ばれ、異動対象となった 12 名の異動先は、9 名が同一市内に所在する小学校で、残りの 3 名も通勤可能圏に所在する市立小学校となっている。それにもともと、A校長自身が、原告X1については、校務運営に特に協力的でないとして、異動を希望していたのである(前記 1(2)ウ(キ)a)。

そうすると、本件転任処分 A は、転任前後において対象者の身分及び勤務内容に格別の変化を生じないし、転任先の勤務場所の選定も合理的であると認められるものであって、裁量権を逸脱した違法があるということとはできない。

原告らは、本件転任処分 A について、このような転任処分がなされれば、転任対象者につきA校長事件の原因を作ったように誤認されることは必至であり、本件転任処分 A は、かかる不利益を伴うものであって裁量権の逸脱に当たると主張する。しかし、当時a小について前記 1(6)アで認定したような事情が存していて、本件転任処分 A を行うことで、事件当時の教職員をa小から分散させ事態の沈静化を行うのでなければ、新学期からの学校運営に支障を来すことが見込まれたことが認められるのであるから、やはり本件転任処分 A について裁量権逸脱があったとは認めることができない。

イ 本件転任処分 B

前記 1(6)で認定したとおり、本件転任処分 B は、c小校長及び被告市教委からの、転任を適当と認めるとの意見を受け、通勤に 20 分かかるc小から、通勤に 50 分かかるd小へ異動させたものであるところ、その転任を適当と認める意見の理由は、原告X1は 10 年ぶりに担任を受け持ったが学級経営がうまくいかなかったことや、授業レベルが低く原告X1に対する保護者からの不信感が根強く、これが最後まで解消されなかったこと、原告X1が授業や学級経営に専念できない原因

の一つに尾道市での様々なしがらみを断ち切れずにいることがあること等であった。

前記 1(5)で認定した事実からすれば、原告X1について、A校長事件後にテレビ等のマスコミで繰り返し発言したことや原告組合の役員であったことから、事件当時のa小の教職員の中では目立つ存在であったこと、c小への着任後、なかなか PTA と良好な信頼関係を築くことができなかつたこと(この点は原告X1も認めるところである。)、また PTA との関係構築において、A校長事件に対する原告X1の関わり方が影を落としていたことが認められる。かかる事情にかんがみれば、原告X1について、市外の一定程度離れた小学校に転任させ、心機一転して授業や学級経営に当たらせるために異動させるという目的は、50 分で通勤できるd小という転任後の身分及び勤務場所、勤務内容と併せ考えれば、何ら裁量権の逸脱に当たらない。なお、〔証拠省略〕及び弁論の全趣旨によれば、原告X1と PTA との関係構築において、一部の保護者が原告X1に対し不信感を示していたことも、一つの障害となっていたこともうかがわれるが、このような場合に教職員の側を異動させることをもって対処することは、原告X1の方に問題点がある以上、裁量権の逸脱にあたらないと解される。

原告らは、原告X1はc小に着任後わずか1年で転任になったことについて、平成16年度広島県公立小・中学校教職員人事取扱要領(〔証拠省略〕及び平成16年度広島県公立学校教職員の異動人事方針(〔証拠省略〕)が、短期間での配置換えは、原則として行わず、同一校勤務3年未満の者は、特別の事情のない限り配置換えしないとしていることに反すると主張する。

しかし、〔証拠省略〕及び弁論の全趣旨によれば、原告X1は平成15年度末で尾道市立小学校に15年在職することになることが認められるところ、平成16年度広島県公立小・中学校教職員人事取扱要領においては、同一市町村に15年以上勤務している者については、多様な経験を積み、職能成長を図る等の観点から、他市町村への配置換えを積極的に推進するとされているのであるから、原告X1についての転任が上記の目的・態様で行われていることにもかんがみれば、原告X1を上記同一校勤務3年未満での異動を可能とする事情(健康上の問題など社会通念上特別の配慮を要する個人的事情がある場合、学校の分離等の場合、近親者の同一校勤務を解消する場合及びその他やむを得ない事情があり、人事管理上特別の配慮を要する場合)のうち、やむを得ない事情があつて人事管理上特別の配慮を要する場合に該当するとして転任させたことは、裁量権の逸脱として国家賠償法上違法と評価されるには至らないものと解される。

ウ 小括

以上のとおり、本件転任処分A及び同Bは、転任前後における対象者の身分、勤務場所、勤務内容等の状況に照らし、客観的また実際の見地からみても、それ自体が上記裁量権を逸脱した国家賠償法上の違法があるものとは認めすることはできない。

(2) 本件各転任処分についての不当労働行為の成否

原告らは、本件転任処分A、Bが不当労働行為に当たり違法であるとも主張する。転任処分が不当労働行為を構成するか否かは、当該転任の必要性及び合理性、転任対象者やその所属する労働組合が転任によって被る不利益、使用者の組合活動に対する態度等を総合的に考慮して、当該転任の決定的理由が何かを判断して決定すべきであるので、本件各転任処分について、以

下これを検討する。

まず、本件転任処分 A、B に必要性及び合理性が存することについては、前記(1)で詳細に説示したとおりである。

そして、転任対象者やその所属する労働組合が転任によって被る不利益、使用者の組合活動に対する態度等については、[証拠省略]及び弁論の全趣旨によれば、被告県教委と原告組合の関係が決して円満なものではないことがうかがわれるが、上記転任の必要性及び合理性にかんがみれば、かかる事情のほか、本件全証拠をもっても、本件転任処分 A、B に関しては、これにより原告X1及び原告組合が、組合活動上重大な障害を受けるにもかかわらず、被告県教委が、本件各転任処分によって原告組合に対しそのような障害ないし打撃を与えるという不当労働行為意思の下に本件各転任処分を行い、かつ、このことが本件各転任処分の決定的動機となっていたとまでは認められない。

したがって、本件転任処分 A、B が不当労働行為に当たるとは認められない。

5 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告らの被告県教委及び被告市教委に対する訴えはいずれも不適法であり、原告らのその余の請求は理由がない。

(裁判長裁判官 坂本倫城 裁判官 榎本光宏 吉田桃子)